

尙ホ之ヲ以テ大隈外務大臣ノ誤解失言ニ非スト為ス

乎

二 独乙国ノ法律ニ拠レハ領事ニ於テハ特許意匠等ニ關スル訴訟ニ付テハ審判權ヲ有セス若シ果シテ然ラハ我帝国ニ於テ審判ヲ与フルノ外是等ノ訴訟ニ付テハ如何ニシテ保護ヲ全フセントスル乎況ヤ内地臣民ト同一ノ保護ヲ与ヘントスルニ於テラヤ此点更ニ明答ヲ求ム

三 大隈外務大臣ノ答弁書ニ拠レハ議定書文中ノ「保護ニ關シ法律ノ定ムル條件」トハ裁判以外ノ保護ナリトスルモノナリ果シテ然ラハ独乙領事ニ訴出テタルトキニ当リ独乙領事ハ權利享有ニ關スル我法律ニ拠リ審判スルモノト為サハル可ラス政府ハ獨國領事ヲシテ獨國ノ法律ニ反スルモ能ク我帝国ノ法律ヲ遵守

右及質問候也

明治三十年三月二十四日

提出者 元 田 肇
賛成者 新 田 毅

(外三十三名)

四 政府答弁ノ如クナレハ青木公使ハ我國權ヲ傷ケタルノ甚シキモノナリ政府ハ曩キニ官紀ヲ振肅スルコトヲ誓約セラレタル以上ハ該公使ニ對シ相當ノ処分ヲ為サハルノ理由ナシ而ルニ之ニ關スル本員ノ質問ニ對シ答弁ノ限リニ非スト為スハ果シテ何等ノ理由ニ拠ル乎若シ理由ナキニ於テハ政府職員ノ責免カレサルナリ敢テ之レカ明答ヲ求ム

第五節 新條約実施準備雑件

一〇三 明治三十九年三月三十一日 大隈外務大臣ヨリ 在歐米各帝国公使宛

新條約実施準備参考事項調査ニ關スル件

英送第一一〇号 米送第一九号

露送第一四三号 独送第一四二号

伊送第一四四号 仏送第一三四号

塊送第一二七号 蘭送第一〇号

(欄外註記)
「追而本文報酬金額ニ付テハ電報ニテ本大臣へ経伺ノ上御約定可被成事ト御心得相成度候也」
(下巻貼紙)
1 青木公使ヘハ
「獨逸國及白耳義國ニ於ケル分」ト記スル事
2 會爾公使ヘハ
「仏國及西班牙國ニ於ケル分」ト記スル事

(一) 国内ニ到来、旅行住居スル権利ニ關シ外国人ニ向

テ或ハ一般ニ若クハ特別ニ又ハ其ノ国籍、種類若干取調難相附ト有候ニ付(閣下貴官)ニ於テ適當ナル人

ヲ選定シ相当ノ報酬ヲ与フルコトヲ約シテ(任國、任國及兼任國)ニ於ケル分ヲ為取調可成速カニ御報告相成候様致度候

右申進候敬具

追補 新條約実施準備雑件 一〇三

三三一

(四) 如何ナル度合迄旅行券ヲ要スルヤ

追補 新條約実施準備委員会 一〇三

(五) 登録ヲ要スル場合アルヤ

〔二〕 国外駆逐ニ付

(一) 国外駆逐ハ法令ヲ以テ明定スルヤ又ハ國家主権ノ作用ト看做スヤ

(二) 如何ナル犯罪ニ対シテ国外駆逐ヲ行フコトヲ得ヘキモノトシ又は其実行シツツアルヤ

(三) 内国人ト外国人トノ間ニ如何ナル差別ヲ為スヤ

(三) 犯罪人引渡ニ付

(一) 犯罪人引渡ハ全ク條約ノミニ依テ之ヲ規定スルヤ

(二) 如何ナル犯罪ヲ引渡ス可キモノトスルヤ

(三) 内国人ヲ外国人ニ引渡スコトアルヤ

(四) 管轄外ニ於テ如何ナル犯罪アルトキハ内外国人ヲ問ハス之ヲ処罰スルコトヲ得ヘキヤ

〔四〕 国籍ニ付

(一) 如何ナル者ヲ臣民又ハ人民ト為スヤ

(二) 如何ナル度合迄市民タルヘキ権利ヲ土人種又ハ固有人種ニ与ヘ居ルヤ

(三) 殖民地市民ナル制アルヤ仮令ハ茲ニ人アリ一ノ殖民地ニ於テハ市民権ヲ享有スルモ其ノ父國(即殖民地ノ本管國)又ハ本管國ノ他ノ殖民地ニ於テハ

(二) 外国人ハ鉱山又ハ鉱区ヲ所有スルコトヲ得ヘキヤ
〔九〕 動産ノ所有ニ付

(一) 外国人ハ内国人同様各種ノ動産ヲ所得、占有スルコトヲ得ヘキヤ

(二) 国債券又ハ地方債券ヲ所有スルノ権利ヲ内国人ニノミ限ルコトアリヤ

(三) 外国人ハ船舶ヲ所有シ又ハ船舶ノ株主タルコトヲ得ヘキヤ若シ株主タルコトヲ得ルトセハ内外国人ノ間ニ於テ如何ナル比例ニテ之ヲ得ヘキヤ

(四) 外国人ハ銀行、鐵道、船渠、造船所又ハ鉱山ノ株主トナルコトヲ得ヘキヤ若シ然レハ如何ナル度合迄ナルヤ

(五) 外国人ハ無制限ニ内国人同様政府ヨリ補助金ヲ仰キ又ハ政府ノ特別ナル保護ヲ受クル各種会社ノ株主トナルコトヲ得ヘキヤ

〔十〕 外国会社(特別ノ法律ニ依テ組織セラルムモノ例へハ我日本銀行正金銀行ノ類)及株式会社ニ付
ノ例へハ我日本銀行正金銀行(トラスト)当貸金保険船
舶業ノコボレー^{コボレー}ジヨン)ハ何等ノ條件ヲ付セラレ又ハ何等ノ條件ヲモ付セラレスシテ其ノ業務ヲ行フコトヲ許サレ

其ノ権ヲ享有スルコトヲ得サルコトアリヤ

〔五〕 帰化ニ付

(一) 帰化ノ法制如何

(二) 如何ナル人ニシテ帰化スルコトヲ得ヘキヤ

(三) 各種ノ権利ニ關シテ本生ノ者ト帰化人トノ間ニ何等ノ區別ヲ為スヤ

(四) 殖民地ニ帰化スルノ制アリヤ若シアリトセハ如何ナル度合迄其ノ父國又ハ他ノ殖民地ニ於テ権利ヲ附与セラルヘキヤ

〔六〕 脱籍ニ付

(一) 如何ナル者ヲ脱籍者トナスヤ

(二) 如何ナル場合ニ於テ原国籍ニ復帰スルヤ

〔七〕 司法上ノ取扱ニ付

(一) 訴訟事項ニ付外国人ハ内国人ト同様ノ権利ヲ有スルヤ

(二) 逮捕又ハ保證金ニ付内国人ト外国人トノ間ニ何等ノ差別ヲナスヤ

(三) 裁判所ハ通訳官吏ヲ備置クヘキ義務アルヤ

〔八〕 不動産ノ所有ニ付

(一) 内国人ト外国人トノ間ニ何等ノ別アルヤ

居ルヤ

(二) 若シ條件アリトセハ如何ナル條件アルヤ

(三) 外国会社又ハ株式会社ノ業務ヲ行フコトヲ得ル権利ハ條約ニ依テ之ヲ定ムルヤ

(四) 内国富籤ト外国富籤トノ間ニ何等ノ差別ヲナスヤ

〔十一〕 商業ニ付

(一) 商業ニ關シ内国人ト外国人トノ間ニ何等ノ差別ヲナスヤ

(二) 外国人ハ何等特別ナル許可ヲ要スルヤ

(三) 商業ニ從事スル外国人ハ住居ヲ定ムルコトヲ必要トスルヤ

(四) 右等外国人ニ対シテハ或種ノ品ヲ売買スルコトヲ特禁シ居ルコトナキヤ

〔十二〕 沿海貿易及殖民地間又ハ殖民地ト本国間貿易ニ付

(一) 外国人又ハ外国船舶ハ沿海貿易ニモ亦殖民地間又ハ殖民地ト本国間貿易ニモ從事スルコトヲ得サルヤ

追補 新條約実施準備雑件 一〇三

限ヲ付スルヤ如何

三四四

- (二) 外国人又ハ外國船舶ハ漁業ニ從事スルコトヲ得サ
ルヤ

- (二) 若シ全然從事スルコトヲ得サルニ非ストセハ如何
ナル制限アルヤ

〔十四〕 職業ニ付

- (一) 外国人ハ官吏公吏タルコトヲ得ヘキヤ

- (二) 如何ナル職業ハ内国人ニ限ルヤ

- (三) 外国人ハ總テノ場合ニ於テ ^{ヨーポレーシヨン} 会社及株式
会社ノ役員及重役タルコトヲ得ヘキヤ

- (四) 若シ得サルコトセハ如何ナル取除アリヤ

- (五) 外国人ハ凡テノ場合ニ於テ遺言管財人、選定管財
人、後見人、保佐人、被信託人タルコトヲ得ヘキ
ヤ

- (六) 若シ得サルコトセハ如何ナル取除アリヤ

- (七) 外国人ハ全ク内国人同様各種ノ農業、鉱業、工業
ニ從事スルコトヲ得ヘキヤ

- (八) 若シ得サルコトセハ如何ナル取除アリヤ

- (九) 商船ニ於テ其ノ士官又ハ船員ノ一部分ハ必ス内国
人タルコトヲ要スルヤ

- (十) 外国人ニ対シ新聞又ハ雑誌ノ發行ニ付特別ナル制
ヤ

一〇四 明治三年六月三日 ^{栗野駐伊公使ヨリ} 大隈外務大臣宛

新條約実施準備參項事項調査報告

外国人取扱ニ關スル伊國法制ノ精神

一千八百六十年ノ頃伊國一統事業ノ稍々完成シタルニ當リ
伊國創業政治家ハ從來伊太利半島各小邦ニ存在シタリシ諸
種ノ法制ヲ廢シ新伊國ニ共通スル法制ヲ設ケルノ必要ヲ感
シ憲法ハ一千八百四十八年、「カルロ、アルベルト」帝ノ
「サルデーニュ」王国ニ發布セルモノヲ伊國全体ニ施行ス
ルコトシ其ノ他行政ニ關スル諸法規モ又多少ノ修正ヲ經
タル後之ヲ全伊國ニ施行スルコトナシタレトモ独リ民法
ニ至リテハ更ニ之ヲ制定編纂スルノ已ムヲ得サルヲ認メ有
名ナル制法家「ビザネリー」氏カ民法ヲ編纂スルニ際シテ
モ極メテ自由ナル主義ニ基キ萬般ノ規定ヲ立テ從ヒテ伊國
ニアル外国人ハ如何ニ之ヲ待遇スルヤノ問題ニ對シテモ外
国人ハ伊國人同様ノ私權ヲ享有スルコトナシ之ヲ民法草
案中ニ掲ケタリ而シテ右民法草案ノ上院ノ議事ニ上ルニ至
リ同委員会ニ於テハ外国人ハ無條件ニテ伊國人同様私權ヲ
享有スト云フ規定ヲ以テ外国人ニ対スル過度ノ譲与ナリト
シ伊国内ニ居 ^{レシダンス} 所ヲ有スル外国人ニノミ伊國人同様私權

(十二) 外国人ハ政治上ノ集会ニ加ハルコトヲ禁セラレ
居ルヤ

(十三)¹ 外国医科大学、法科大学若クハ医学校、法学校
ノ學位證書ハ如何ナル場合ニ於ケルモ内國ニ於ケ
ル同種大學若クハ學校ノ學位證書ト同一ニ遇セラ
ルモノナルヤ

(十四)² 外国某大学校ニシテ前項ノ点ニ關シ特典ヲ享有
スルモノアラハ其ノ校名如何
若シ出来得ヘクハ前記各事項ニ關スル各法令ノ全文若クハ
抜萃ヲモ添テ報告スヘシ

註 1及2(十三) 及(十四)ハ三十年一月十八日
ノ追加質問ニ係ルモ便宜コニ書入レタリ
尙右ニ關シ三十年四月三十日伊、同五月二十
一日英、同六月十一日独、同六月十九日仏、
同十月二日米、三十一年一月十八日奥、同三
月四日露、同三月十五日丁抹、同五月四日西
班牙國駐劄帝國公使ヨリ夫々調査事項ノ報告
アリタリ

其ノ他通商等ノ機関モ他諸大臣ニ後ルル處アルヲ以テ大ニ
外国ノ資本等ヲ内國ニ流入セシムルノ必要アルニ依リ可成
外国人ニ利便ヲ与フルヲ以テ伊國ノ政略トナス可キコト多
言ヲ俟タス從ヒテ外国人ニ与フルニ内国人同様ノ私権ヲ以
テシ其ノ來往ヲ獎励スルノ微意ヲ立法ニ章シタルモノナル
ヘシ

外国人ニ關スル伊國法制ノ精神タルヤ即チ斯ノ如シ依テ此
調書ヲ讀ムニ當リ毎ニ此精神ヲ了知シ本案所載ノ事項ヲ査
閱セんニハ外国人ニ關スル伊國法律ノ規定ヲ了解スルコト
ハシ容易ノ業ナル可キヲ信ス

是ヨリ以下逐次諸問題ニ對シ答案ヲ附スルコト左ノ如シ

(一) 国内ニ到来、旅行及住居ニ付

(一) 国内ニ到来、旅行及住居スル権利ニ關シ外国人ニ
向ツテ或ハ一般ニ若クハ特別ニ其ノ国籍、種類若
クハ性質ニ因テ何等ノ制限ヲ附スルコトアルヤ
伊國ニ於テハ此等ノ事項ニ關シテ何等ノ制限ヲ附
スルコトナク外国人ハ全ク伊國人同様ノ権利ヲ有
ス是特別ニ積極的明文アルニ非ス伊民法第三條規
定ノ結果ナリ伊國ト諸外國トノ間ニ締結セル諸條
約ニ於テハ其両締盟國ノ臣民ハ他國內ニ到来、

コトアリヤ

伊国内ニ到来、旅行及住居スルノ権利ハ外國人力
其ノ本国ト伊國トノ間ノ條約ニ依テ得タル権利ニ
アラスシテ夫ノ民法第三條ニ依リテ有スル権利ナ
ルカ故ニ國際條約ニ直接反対ノ明文アラサル限り
ハ凡テノ外国人ハ其ノ国籍如何ヲ問ズ(仮令無條
モリト)伊國人ト同様ナル権利ヲ有スルモノトス
(四) 如何ナル度合迄旅行券ヲ有スルヤ

已ニ説明シタル如ク外国人ノ伊国内ニ到来、旅行
及住居スル事ニ關シ伊國人ト同様ノ権利ヲ有スル

ハ民法第三條ノ原則ニ基ツクモノナルカ故ニ伊國
ニ於テハ法律又ハ習慣上旅行券ヲ要スルノ場合決
シテ無之但シ何事カ誤解又ハ兎麥等アル場合ニ於
テ外国人タル者旅行券ヲ所持スルニ於テハ直ニ自
己ノ国籍及身分等ヲ知ラシムルヲ得ヘタ實際上甚
タ便利ナリ

(五) 登録ヲ要スル場合アルヤ

決シテ之無シ

(二) 国外駆逐ニ付

(一) 国外駆逐ハ法令ヲ以テ明定スルヤ又ハ國家主權ノ

前項ノ規定ニ反シタル外国人ハ六箇月以内ノ監禁ニ処セラルヘン而シテ右監禁ノ終リタル後ハ又直ニ国外ニ駆逐セラルヘン

第九十二條

國境ニ接スル県知事ハ公共秩序上ノ理由ニ依リ緊急ノ場合ニ於テハ本法第九十條ニ規定セル内務大臣ノ権力ヲ行ヒ及自己ノ身分ニ就テ明言スル能ハス又ハ無資力ナル外国人ノ伊国内ニ入り来ルヲ拒ムコトヲ得ヘシ

前掲法文ヲ一読スレハ伊国ニ於テハ国外駆逐ノ事ヲ以テ法律又ハ勅令ニ明定スヘキモノトセスシテ内務行政ノ一事項ト見做シ内務大臣ノ職權ニ一任シタルヲ知ルヘシ故ニ内務大臣ハ各場合毎ニ公共安寧上ヨリ考察ヲ下シ其ノ政治的責任ヲ以テ国家駆逐ヲ行フヘキヤ否ヤヲ判断スヘキモノニシテ毫モ法律又ハ勅令等ヨリ拘束セラルコトナキナリ而シテ前掲第九十二條ニ於テ國境ノ県知事ニ対シ外国人駆逐ノ権限ヲ与ヘタルハ一千八百四十九年ノ仏国法律ヲ踏襲シタルモノニシテ仏国ノ県知事等カ該法律ノ委任權限ヲ濫用シテ弊害多カリシヲ

(二)

如何ナル犯罪ニ対シテ国外駆逐ヲ行フコトヲ得ヘキモノトシ又之ヲ実行シツツアルヤ

前問ニ於テ説明シタル如ク伊国ニ於テハ国外駆逐ヲ以テ刑罰ノ附加処分及純粹ナル行政処分ト見做シ内務大臣ノ責任ヲ以テ執行スルモノトナルニ依リ如何ナル犯罪ニ対シテナリトモ内務大臣ニ於テ国外駆逐ヲ必要ト認ムル場合ニ於テハ直ニ実行スルヲ得ヘキモノナリ又何等ノ犯罪ナキ外国人ニ対シテナリトモ内務大臣ニ於テ右外国人ノ伊国内ニ存在スルコトヲ以テ公共ノ安寧ニ害アルカ故ニ之ヲ国外ニ駆逐スルノ必要ヲ認ムルトキハ是亦純粹ナル行政処分トシテ駆逐ヲ命スルコトヲ得ヘシ畢竟国外駆逐ノ件ハ全ク内務大臣ノ職權ニ屬スルモノナレトモ實際ノ前例ニ就テ之ヲ見ルニ公安ヲ害スル極メテ著明ナル場合ニ非サレハ之ヲ実行シタルコトナシ前内閣首相「クリスピー」氏ハ有名ナル断圧家ナルニ依リ外国新聞記者ハ勿論外国女教師等迄モ陸続国外ニ駆逐シ一時公論ノ囂々タリシコトアレトモ現内閣ハ其ノ成立以来已ニ満一箇年ニ達シタレトモ未タ曾テ一度モ国外駆逐ノ処分ヲ行ヒタルコトナシ

内国人ト外国人トノ間ニ如何ナル差別ヲ為スヤ

トモ伊国ニ於テハ右ノ権力ニ関シ實際左程ノ濫用ヲ惹起シタルコト未タ曾テ之無キナリ又前掲公安法ノ伊国衆議院ノ議事ニ止リタルニ當リテハ該法案審査委員会ハ凡ソ刑罰ニ處セラレタル外国人ハ其ノ出獄後皆之ヲ伊国境外ニ駆逐スルモノトスト云フ規定ヲ設ケンコトヲ主張セシカ此ノ如キ規定ハ慘酷ニ過キ且ツ實際無用ナリトノ説勝ヲ制シ遂ニ内務大臣ニ於テ萬般ノ事情ヲ考究シ其ノ政治的責任ヲ以テ決行スルコトニ定メタリ

駆逐セラルヘキ外国人ノ国籍分明ナルトキハ其ノ国籍國境ニ之ヲ送致スベク而シテ原籍國ハ之ヲ受取ルヲ以テ其ノ國際上ノ義務トスルコト固ヨリ論ヲ俟タスト雖モ其ノ国籍不明ナルトキハ先ツ之ヲ一定ノ場所ニ固着セシメ国籍ノ搜索ヲ為シ尙ホ国籍遂ニ之ヲ知ルコトヲ得スンハ無籍人トナシ之ヲ国外ニ駆逐シ其ノ往々処ニ任スルノ方法ヲ取ルナリ

伊国法制ノ精神ハ伊国人ハ其ノ分限ヲ喪失セサル以上ハ假令其ノ罪行ノ原因ニテ刑罰ヲ受クルコトアルモ常ニ伊国領内ニ居住シ法律ノ保護ヲ受クルノ権利アリト云フニアリテ伊国人ニ対シテハ決シテハ国外駆逐ヲ行フコトヲ得サルモノト定メタリ是前問公安法第九十條ノ法文ヲ一読シテ明瞭ナルトヲ得サルノミナラス伊国ニ住ドミシル所ヲ有スル外国人ハ之ヲ国外ニ駆逐スルコト能ハサルノ法規ナリ(同條第一項) 是伊国法律ニ於テ住所ト称スルハ(末文参考)人ノ業務又ハ利益ノ中心ナルカ故ニ外国人ニシテ已ニ伊国ニ右ノ住所ヲ有スルモノハ或点ニ於テ伊国人ト同一視スヘキ所アルノミナラス右ノ如キ外国人ヲ駆逐スルニ於テハ其ノ損害過大ニシテ惨酷ヲ極ムルニ付之ニ対シテハ国外駆逐ヲ行ハサルコトト定メタルナリ

ト唱道スレトモ是畢竟一個ノ希望ニ過キス伊国法
律ニ於テ外国人ハ伊国人ト同シク私権ヲ享有スト
規定シタルカ故ニ外国人ハ其ノ私権侵害ノ場合ニ
当リ裁判所ニ抗告シテ其ノ救済ヲ求ムルヲ得ルハ
固ヨリ論ヲ俟タスト雖モ外国人力伊国内ヲ通行ス
ルカ如キハ純粹ナル私権ト称ス可キモノニアラサ
ルカ故ニ其ノ国外驅逐ハ私権ノ侵害ト云フ可カラ
ス從ヒテ其ノ抗告ヲ許ス可カラストノ説勝ヲ制セ
リ況シヤ行政処分ニ対シ抗告スルヲ以テ伊国法律ノ慣習ト
ノ箇條毎ニ之ヲ明記スルヲ得ルモノハ其
ナスニ拘ハラス右国外驅逐ノ行政命令ニ対シテハ
抗告スルヲ得ルト云フ何等ノ明文ナキニ於テヲヤ
且ツ從來ノ実例ニ依ルモ国外驅逐ニ対シテハ抗告
ヲ許シタルコトナク駆逐セラレタル外国人ニシテ
伊国内ニ再来セント欲シタルトギハ内務大臣ニ歎
願書ヲ提出シ其ノ許可ヲ得テ其ノ希望ヲ達シタル
コトアルノミナリ

〔三〕 犯罪人引渡ニ付

(一) 犯罪人引渡ハ全ク條約ノミニ依テ之ヲ規定スルヤ

伊国ハ歐洲諸国ニ対シテハ勿論南米諸国ニ対シテ

モ皆交互主義ニ基ケル犯罪人引渡條約ヲ締結シ其
ノ規定ニ依リテ互ニ犯罪人ノ引渡ヲ行フヲ原則ト
スレトモ一千八百八十九年発布ノ刑法第九條ニハ
当國力犯罪人引渡ニ關シテ執ル所ノ大主義ヲ掲ケ
伊国人ハ之ヲ外國ニ引渡ササルコト仮令外国人タ
リトモ政治上ノ犯罪人及政治ニ関連スル犯罪人ハ
之ヲ外國ニ引渡ササルコト及犯罪人引渡ハ行政部
ノ專擅ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得ス必ス右犯罪人所
在地管轄裁判所ノ同意ヲ得ルヲ要スル趣ヲ表明セ
リ即チ伊国ニ於テハ犯罪人引渡條約ナキノ故ヲ以
テ必ス其ノ引渡ヲ拒ムニ非スシテ行政部ハ各場合
ニ慮シ諸般ノ事情ヲ審査シテ外國政府ノ請求ニ応
ス可キヤ否ヤヲ判断スルノ取極メナリ而シテ伊国
カ犯罪人引渡ノ事項ニ關シ右ノ如ク自由寛容ノ主
義ヲ執ルニ至リタル理由ニ就テハ少シク伊国近世
ノ立法史ヲ説明スルコト蓋シ無用ノ業ニ非サルヘ
シ

伊国有名ノ法学家ニシテ屢々司法大臣及外務大臣
ノ職ヲ帶ヒタル「マンチニー」氏ハ伊国法制諸事
業ニ最モ關係アリタル人ナルカ同氏ハ伊国創業的

度頗ル減シタリト雖モ其ノ條約以外ニ於テモ犯罪
人引渡ヲ認メタルカ如キハ伊国近世立法事業ニ貫
流セル自由主義ノ思想ニ基ツキタルモノニ外ナラ
サルナリ

(二) 如何ナル犯罪ヲ引渡ス可キモノトスルヤ

キ詳密ナル法律ヲ制定スルノ目的ヲ以テ伊国屈指
ノ名士ヲ該法起草委員ニ任シ諸委員ハ長日月間調
査研究ノ後第一ノ法案ヲ具シ大臣ニ報告セリ右法案
ハ極メテ自由ナル正理主義ニ基キ内国人ト雖モ之
ヲ外國ニ引渡スコト、外國ノ請求ナシト雖モ引渡
スコト、外國ニ於テ同様ノ場合ニ於テ交互的ノ取
扱ヲ為スノ條件ヲ必要トセサルコト等ノ規定ア
リタレトモ該法案ハ議会ニ於テ過度ニ理想ニ走リ
國家實際ノ利益ヲ忘却シタルモノナリトノ譏リモ
アリ且ツ當時恰モ刑法改正ノ議盛ンナリシ際ニジ
テ犯罪人引渡ノ事項ノ如キハ之ヲ特別ノ法律トス
ルヨリ寧ロ刑法中ノ一規定トスル方適當ナリトノ
論勝ヲ制シ遂ニ廢案トナリ後年新刑法制定ノ際前

掲ノ如ク同第九條トナリテ現出スルニ至レリ該條
ノ精神ハ犯罪人引渡法案ニ比スレハ自由寛容ノ

第二條 (別冊第一号)

次ニ掲ク犯罪ハ之ヲ引渡スヘキモノトス

一、親殺シ、子殺シ、謀殺、毒殺、故殺
追補 新條約実施準備雑件 一〇四

二、重大ナル傷毀

三、重婚、強姦、墮胎、未成年者誘拐等

四、棄児、児女誘拐及隱蔽等

五、放火

六、建造物、蒸氣又ハ電信器械破壊

七、公文書破毀

八、兇徒囂集、五百法以上ノ窃盜ニシテ形状重キモノ

九、身体若クハ財産ニ闕スル恐喝罪ニシテ死刑、懲役若クハ重禁錮ノ刑ニ当ルモノ

十、身体ノ自由及住所ノ不可侵權ニ対シテ一私人ノ犯シタル罪行

十一、貨幣偽造、麥造等

十二、偽證、偽訛、偽鑑定等

十三、偽誓

十四、官吏受賄、官金私用

十五、詐偽破産及破産中犯シタル詐偽

十六、詐偽取財、損害高五百法以上ナル信用ニ背ク罪

十七、伊國及「モンテネグロ」海上法ニ於テ規定

(三)

内国人ヲ外国ニ引渡スコトアリヤ

伊國現行刑法第九條第一項ニ明文アリ曰ク『内国人ハ之ヲ外國ニ引渡スコトナシ』ト伊國ニ於テモ一時ハ内国人ト雖モ之ヲ外國ニ引渡スコトノ裁判上ノ正理ニ合ストノ理由ニ依リ内国人引渡論大ニ熾シニシテ現ニ一千八百八十年ノ法律案ニ於テハ其ノ明條アリタレトモ該案ハ已ニ説明セル如ク議院ニ於テ廢棄セラレ其ノ後新刑法編成ノ際ニハ該件ニ關シ保守論勝フ制シ前掲明文ヲ掲クルニ至リ

(四) 管轄外ニ如何ナル犯罪アルトキハ内外国人ヲ問ハス之ヲ処罰スルコトヲ得可キヤ

該件ニ就テハ伊國ニ於テモ学説久シク一致セサリ

シカ一千八百八十九年新刑法發布ト共ニ法典上明文トナリ第四條以下ニ表掲セラルニ至レリ依テ

第四條以下該問題ニ關係アル法條ヲ左ニ記出セン

第四條

伊国人タルト外国人タルトヲ問ハス外國ニ於テ國ノ安寧、國璽、通用貨幣及公共ノ信用證券偽造ノ罪ニシテ伊太利國法律上最高度ニ於テ五年以上ノ自由刑ヲ課スルモノハ同國法律ニ依テ処罰ス

司法大臣ノ請求アルトキハ仮令已ニ外國ニ於テ裁判セラレタル後ナリトモ更ニ以太利國ニ於テ審判セラルヘシ

犯罪人ニシテ伊太利國內ニ存在スルトキハ仮令五年以下ノ刑罰ニ當ル犯行ニ対シテナリトモ前兩項ノ規定ヲ適用ス

第五條

伊国人タルト外国人タルトヲ問ハス外國ニ於テ前條所陳ノ犯罪ノ外伊太利國法律ニ於テ少クトモ三年以上ノ自由刑ヲ課スル處ノ罪行ヲ侵シタル後伊國境土内ニアルトキハ伊太利法律ニ依テ之ヲ処断

犯罪人ニシテ伊太利国内ニ存在スルトキハ仮令五年以下ノ刑罰ニ當ル犯行ニ対シテナリトモ前兩項ノ規定ヲ適用ス

第六條

伊国人タルト外国人タルトヲ問ハス外國ニ於テ前條所陳ノ犯罪ノ外伊太利國法律ニ於テ少クトモ三年以上ノ自由刑ヲ課スル處ノ罪行ヲ侵シタル後伊國境土内ニアルトキハ伊太利法律ニ依テ之ヲ処断

但シ右等ノ犯罪ニ対シテハ刑期三分ノヲ減シ且

ツ無期徒刑ニ代フルニ二十五年乃至三十年ノ有期徒刑ヲ以テスヘシ』前項ノ場合ニ於テ三年以下ノ刑罰ニ當ルモノハ被害人ノ告訴又ハ外國政府ノ請求アルニ非サレハ之ヲ審判セサルモノトス

第六條

前項ノ規定ハ司法大臣ノ請求又ハ被害人ノ告訴アル場合ノ外ハ之ヲ適用セサルモノトス

外国人外國ニ於テ外國人ニ対シ犯罪アリテ伊國ニ

在留シ司法大臣ノ請求アル場合ニ於テ下ニ掲クル二條件ヲ具フルトキハ伊太利法律ニ依テ之ヲ処断

追補 新條約実施準備雜件 一〇四

之ヲ処断ス

第一條件、伊太利國法律上最低度ニ於テ三年以下

ノ自由刑ヲ課ス可キ犯行アルコト

第二條件、犯罪人引渡條約右外国ト存在セサル事
又ハ犯行地又ハ犯人所屬ノ政府カ伊国ヨリ提議セ
ル引渡ヲ承諾セサルコト

第七條

第五條及第六條規定ノ場合ハ於テ下ニ掲タル項ニ
当ルトキハ之ヲ裁判ニ付セサルモノトス

第一、第九條首項ノ規定ニ依リ犯罪人引渡ヲ許サ
ルルトキ（調査者註、政治犯及政）

第二、已ニ外国ニ於テ免訴トナリ又ハ服刑シ或ハ
刑罰ノ消滅シタルトキ

伊国人ノ外国ニ於テ犯シタル罪ニ対シ外国ニ於テ

已ニ刑罰ヲ宣告シ而シテ伊太利法律ニ於テ右刑罰

ニ対シ公權停止又ハ其ノ他ノ失権ヲ規定シタル場

合ニ於テハ伊太利裁判所ハ檢察官ノ請求ニ依リ右

犯罪ニ対スル外國裁判宣告ヲ有効ナリト宣言スル
コトヲ得但シ被害人ハ更ニ以太利裁判所ノ裁判ヲ
請求スルノ権利ヲ有ス

第六條

但シ右ノ子ハ成年ニ達シタルヨリ一箇年以内ニ於
テ其ノ居所ノ身分取扱吏ノ面前ニ、外國ニアルト
キハ外交官若クハ事官ノ面前ニ外國人タル分限ヲ
撰択セントスル旨ヲ宣言シテ外國人タル分限ヲ取
得スルコトヲ得

第七條

子ノ出生以前伊國人民タル分限ヲ失ヒタル父ノ子
ニシテ外國ニ生レタル者ハ之ヲ外國人トナス

但シ前條ノ手続ニ依リ宣言ヲ為シ且ツ其ノ宣言ヨ
リ一箇年ニ伊国内ニ住所ヲ定ムルニ於テハ伊國人

タル分限ヲ取得スルコトヲ得ヘシ然レトモ伊國ノ
官職ヲ受ケ若クハ伊國海陸軍ニ服役シ又ハ外國人

タル分限ヲ主張スルコトナクシテ徵發規則ノ條件
ヲ充スモノハ何等右ニ擧ケタル如キ手続ヲ為スコ
トナクシテ伊國人タル分限ヲ得ヘシ

第八條

子ノ出生以前伊國人民タル母ヨリ生レタル子ハ之

父母共ニ知レサルトキハ伊國內ニ生レタル子ハ之
ヲ伊國人トス

第九條

間断ナク十年以上伊国内ニ住所ヲ有スル外國人ノ

子ハ之ヲ伊國人民ト看做ス但シ商業上ノ理由ニ依
ル居住ハ本支ニ所謂住所ニ非ス

然レトモ右ノ子ハ第五條ニ規定セル手續ニ依リ外
國人タル分限ヲ撰択スルコトヲ得ヘシ

十年以下伊国内ニ住所ヲ有スル外國人ノ子ハ之ヲ
外國人トス但シ第六條ノ規定ヲ適用ス

如何ナル度合迄市民タル權利ヲ土人種又ハ固有人
種ニ与ヘ居ルヤ

前問ニ対シテ説明シタルカ如ク伊國封建時代ニ於
テハ伊國土人種ノ中ニ數多ノ階級アリテ法律上些

少ノ權利ヲモ有セサル無籍者タル者モアリタリシ
カ一千八百四十八年憲法發布ト共ニ凡テ伊國人ハ

法律上同等ナルニ至リ皆市民タルノ權利ヲ享有ス
ルニ至レリ則チ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ土人種又ハ

固有人種ハ無制限ニ且ツ無度合ニ皆一樣ニ市民タ
ル可キ權利ヲ有スルナリ

〔四〕 国籍ニ付

（一）如何ナル者ヲ臣民又ハ人民トナスヤ

伊國封建時代ニアリテハ普通人シナセン
民ノ外ニ無籍者

カ故ニ當時ニアリテハ如何ナルモノヲ人民トナシ
如何ナルモノヲ無籍者トナスヤハ最モ重要ナル問
題ナリシカ一千八百四十八年憲法發布ノ後ハ同第

二十四條ニ凡ソ伊國ノ住民ハ其ノ称号若クハ階級
ノ如何ニ拘ハラス法律ニ対シテ同様ナリト規定シ
タルニ依リ該問題ハ左程重要ナラサルニ至レリ

若シ本問ノ意ニシテ如何ナルモノヲ伊國人民トナ
シ之ヲ外國人ヨリ區別スルヲ得可キヤト云フニア
ラハ民法第四條以下第八條ニ於テ明カニ其ノ答解
ヲ与ヘタリ之ヲ左ニ訳出セん

第四條

伊國人民タル父ノ子ハ之ヲ伊國人民トス

第五條

子ノ出生以前父伊國人民タル分限ヲ失ヒタル場合
ニ於テ子カ伊国内ニ生レ且ツ伊国内ニ居所ヲ有ス
ルトキハ其ノ子ハ伊國人民トス

第六條

伊國人民タル父ノ子ハ之ヲ伊國人民トス

第七條

父母共ニ知レサルトキハ伊國內ニ生レタル子ハ之

ヲ伊國人トス

第八條

間断ナク十年以上伊国内ニ住所ヲ有スル外國人ノ

子ハ之ヲ伊國人民ト看做ス但シ商業上ノ理由ニ依
ル居住ハ本支ニ所謂住所ニ非ス

然レトモ右ノ子ハ第五條ニ規定セル手續ニ依リ外
國人タル分限ヲ撰択スルコトヲ得ヘシ

十年以下伊国内ニ住所ヲ有スル外國人ノ子ハ之ヲ
外國人トス但シ第六條ノ規定ヲ適用ス

如何ナル度合迄市民タル權利ヲ土人種又ハ固有人
種ニ与ヘ居ルヤ

前問ニ対シテ説明シタルカ如ク伊國封建時代ニ於
テハ伊國土人種ノ中ニ數多ノ階級アリテ法律上些

少ノ權利ヲモ有セサル無籍者タル者モアリタリシ
カ一千八百四十八年憲法發布ト共ニ凡テ伊國人ハ

法律上同等ナルニ至リ皆市民タルノ權利ヲ享有ス
ルニ至レリ則チ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ土人種又ハ

固有人種ハ無制限ニ且ツ無度合ニ皆一樣ニ市民タ
ル可キ權利ヲ有スルナリ

(三) 植民地市民ナル制アリヤ仮令ハ茲ニ人アリ一ノ植民地ニ於テハ市民権ヲ享有スルモ其ノ父母(則殖管内)ハ又本管内ノ他ノ殖民地ニ於テハ其ノ権ヲ享有スルコトヲ得サルコトアリヤ」伊国ニ於テハ殖民地市民ナル制ナシ則チ殖民地ニ於テナリトモ本国ニ於テナリトモ凡ソ伊国人ナル分限ヲ有スル者ハ皆法律ニ対シ同等ノ権利ヲ有ス蓋シ伊国ノ殖民地ナルモノハ「マツサウア」一箇處アルノミシテ其ノ發達極メテ尙ホ不完全ナルカ故ニ何等特別ノ制度ナク唯一時仮定ノ行政規則五六アルノミシテヒテ殖民地市民ノ制度等モ存在セス

〔五〕 帰化ニ付

(一) 帰化ノ法制如何

伊国ニ於テハ特別ニ帰化法ナルモノナシ唯一千八百六十五年六月二十五日発希ノ現行民法第十條ニ於テ「伊国人民タル分限ハ前條規定ノ外立法ニ依レル帰化及勅令ニ依レル帰化ノ二方法ニ依ツテモ之ヲ取得ス

「勅令ニ依レル帰化ハ帰化スヘキ外国人ノ住所若タハ住所トナサントスル土地ノ身分取扱吏ノ該勅

同様ノ公権、私権ヲ賦与スルノ件ヲ上下両院ニテ許可シ皇帝ノ裁可ヲ得テ發布スルモノニシテ伊國法学者ノ大帰化ト称スルモノ則チ是ナリ是ハ政治學術其ノ他伊国ニ大功勞アル外国人ニシテ全ク伊国人ト同様ナル権利ヲ得シコトヲ出願スル場合ニ立法的作用ヲ以テ許与スル處ノ帰化ニシテ其ノ最モ著名ナル例ハ匈牙利國愛國者「ゴツコート」同國陸軍中將「ドリケー」仏国人ニシテ當外務書記官タル「マイヨル」墳國人「カンターニ」等ノ大帰化ニシテ何モ當時人口ニ喰災シタリシ事件ナリ(該件ニ關スル法案及委員会ノ報告為参考別紙式号トシテ添付ス)小帰化トハ前揭第十條ニ「勅令ニ依レル帰化ト種スルモノニシテ成年ノ外國人力前出一千八千八十一一年三月三十一日内務省省令ノ規定ニ依リ内務省ニ出願シ内務省ハ能ク萬般ノ事情ヲ斟酌シ皇帝ノ裁可ヲ得勅令ノ形式ヲ以テ之ヲ發布スルモノナリ、帰化ノ事項ニ關シ伊國法制ノ諸外国法制ト全ク異ナル点ハ小帰化ヲ以テ全ク行政的事項トナシ内務大臣ノ責任ヲ以テ之ヲ決シ少シモ法律及立法部ノ拘束ヲ受ケサルノ点ニアリ是レ注意ヲ要スル処ナリ外国人ニシテヒテ殖民地市民ノ制度等モ存在セス

令ヲ登録シ且ツ右取扱吏ノ面前ニ於テ皇帝ニ忠実ニシテ憲法及法律ヲ遵守ス可キ旨ヲ宣誓シタル後ニ非サレハ効力ヲ生セサルモノトス」『該登録ノ面外國ニアルトキハ伊國ノ外交官又ハ領事官ノ面前ニ於テ宣言スルヲ指ス』宣言ヲ為スニ於テハ外国人タル分限ヲ撰択スルヲ得ト規定シアリ且ツ右ノ外一千八百八十二年三月三十一日付内務省令ニ於テ

「外国人ニシテ帰化ノ請願ヲ為スニハ(第一)出願人ノ出產證書(第二)原籍國ニ於ケル無罪證狀

(第三)現住地地方官序ノ下付セル家族形狀書(第四)伊司法省所藏ノ外国人原籍拔萃(第五)出願人伊国内ニ出生シタル場合ニ於テハ服役證書ヲ内務省ニ提出スルコトヲ要ス」トアルノミニシテ其ノ他何等ノ取極メタモアルコトナシ

前掲民法第十條ニ於テ立法ニ依レル帰化トハ各場合毎ニ内務大臣ニ願書ヲ提出シ帰化出願人ニ全ク

テ小帰化ヲ得タルモノハ伊国人ノ分限ヲ有スト雖モ公権、私権ノ兩者ニ於テ全ク伊国人ト同様ナルニ非ス政權(衆議員議員被撰)ハ全ク之ヲ享有スルコトヲ得ス行政上ノ選舉權(市會議員被撰)ハ之ヲ有シ領事官(外交官トナルノ權)司法官、陪審官、代訴人等トナルノ権利ヲ有ス且ツ右ノ外純粹ノ私権ヲ有スルハ固ヨリ言フ迄モナ而シシテ小帰化ノ効果ニ就テハ特別ノ法令存セス選舉法其ノ前掲規事項ニ關スル諸法律中ヨリ推考シ又諸判決例中ヨリ原則ヲ見出シ得ヘキノミ又一千八百七十四年九月十三日ノ法律ニ於テハ帰化ヲ以テ政府ノ諸免許ト同一シ各帰化人ヨリ伊貨二百四十諸免許ト同一シ各帰化人ヨリ伊貨二百四十拾利ヲ徵收スルコトヲ規定セリ

如何ナル人ニシテ帰化スルコトヲ得ヘキヤ

前項説明シ來リタル如ク伊国ニ於テハ帰化請願人ニ對シテ特種ノ條件ヲ要求スルコトナキカ故ニ如何ナル外国人タリトモ其ノ本国ノ法律ニ於テ成年ニ達シタル者ハ(此事モ前掲法條ニ明文ナシ然レノ願ヲ提出スルヲ得スト)帰化ノ願ヲ伊内務大臣ハ議論一定スル処ナリ

二 提出スルコトヲ得ヘシ但シ之ヲ許可スルト否ト
ハ全ク政府ノ権限ニ属ス

(三)

各種ノ権利ニ關シテ本生ノ者ト帰化人トノ間ノ何等ノ區別ヲ為スヤ

已ニ縷陳セル如ク大帰化ハ全ク伊国人ト同様ノ権利ヲ得小帰化ハ純粹ナル政權ハ之ヲ得サレトモ他ノ権利ハ之ヲ有スルヲ原則トス詳細ハ前項ニ就テ之ヲ看ルヘシ

(四)

殖民地ニ帰化スルノ制アリヤ若シアリトセハ如何ナル度合マテ其ノ父國又ハ他ノ殖民地ニ於テ権利

ヲ附与セラルヘキヤ

伊国ニ於テハ殖民地ニアル外国人タリトモ伊太利本国ニ在ル場合同様内務省ニ帰化ノ願ヲ提出スルトキハ内務省ハ萬般ノ事情ヲ斟酌シ右ノ請願ヲ許可ス可キヤ否ヤヲ定ムルモノトス右ニ就テハ別ニ法律上直接ノ明文ヲ発見セスト雖モ一千八百九十年七月一日ノ法律ニ於テ反対ノ法條ナキ限りハ殖民地ニ於テモ伊国法律ヲ適用ストノ明文アルト(別紙第三号)伊国外務省殖民局ニ於テ從來常ニ説明セル如キ处置ヲ執リ來リタルトニ依リテ殖民

〔六〕 脱籍ニ付

(一) 如何ナル者ヲ脱籍者トナスヤ

本問ニ關シテハ民法第十一條第十二條及第十四條第一項ニ明文アリ左ニ之ヲ訳出ス

第十一條

臣民タル分限ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ失フ
住所地ノ身分取扱吏ノ面前ニ於テ伊国人タル分限ヲ拠棄スル旨ヲ宣言シ且ツ其ノ住所ヲ外国ニ移シタル場合

第一

第二 外国人タル分限ヲ取得シタル場合

第三 伊国政府ノ許可ナクシテ外國政府ノ官職ヲ受ケ又ハ外國軍役ニ入りタル場合

伊国人タル分限ヲ失ヒタル者ノ妻及未成年者ノ子ハ同時ニ伊国人タル分限ヲ失フ但シ右妻若クハ子カ住所ヲ伊国内ニ保存スル場合ハ此限りニ非ス前項妻ハ第十四條ノ規定ニ依リ(夫ノ死シタル後内ニ住所ヲ定ム)子ハ第六條ノ規定ニ依リテ(成ルコトヲ指ス)ニ達シタル後伊国内ニ住所ヲ定ムルコトヲ得ス

コトヲ得ヘシ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ伊国人タル分限ヲ失ヒタルノ故ヲ以テ兵役並ニ國家ニ對スル叛逆罪ノ結果ヲ免ルルコトヲ得ス

第十四條 伊国人タル女子ニシテ外國人ト婚姻シ其ノ婚姻ニ依リ外國人タル分限ヲ取得シタル場合ニハ伊太利

地ニアル外国人ハ帰化ノ事柄ニ關シ伊本国ニ在ル外国人ト同様ニ取扱ハルルヲ知ルヘシ』

反対ノ法條ナキ限りハ伊國殖民地ハ伊本国ト同様ニ看倣サルモノナルカ故ニ伊本国ニ在テ帰化スルモ伊國殖民地ニ在テ帰化スルモ其ノ取得スル権利ニ於テ少シモ異ナルコトナシ故ニ殖民地ニ於テナリトモ大帰化ヲ得レハ全ク伊国人ト同様ノ公権、私権ヲ得小帰化ヲ得レハ純粹ナル政權ノ外ハ皆之ヲ享有スルコトヲ得ヘキ事前掲第一問ノ場合ト同様ナリ

伊国人タル女子ニシテ外國人ト婚姻シ其ノ婚姻ニ依リ外國人タル分限ヲ取得シタル場合ニハ伊太利

本問ニ関シテハ伊民法第十三條及第十四條及第二項ニ明文アリ左ニ之ヲ訳出ス

第十三條

前條ニ規定セル理由ノアルモノニ依リ伊国人タル分限ヲ失フヒタル者ハ左ニ掲タル三條件ヲ同時ニ充スニ於テハ伊国人タル分限ヲ回復スルモノトス

第一

政府特別ノ許可ヲ受ケテ伊国内ニ再帰スルコト

第二

外国人タル分限ヲ拠棄シ又ハ外国ノ官職若クヘ軍役ヲ去ルコト

第三

伊国内ノ身分取扱吏ノ面前ニ於テ自己ノ住所ヲ伊国内ニ定ムルコトヲ宣言シ且ツ右宣言ノ時ヨリ一箇年以内ニ於テ實際伊国内ニ住所ヲ定ムルコト

第十四條第二項

外国人ニ婚姻セル伊国女子カ寡婦トナリタル後伊國ニ居住シ又ハ帰来シ身分取扱吏ノ面前ニ於テ伊国内ニ住所ヲ定メントスル意思ヲ発表シタル場合

ノ区別ヲナスヤ

外国人ハ逮捕ニ關シ伊国ニ於テ全ク内国人同様ノ待遇ヲ受ク又保證金ニ關シテモ全ク内国人同様ノ捕逮又ハ保證金ニ付内国人ト外国人トノ間ノ何等

(三)

裁判所ハ通訳官吏ヲ備置クヘキ義務アルヤ

之ヲ要求セヌ故ニ制法家ハ独リ民事ニ關シテノミ外国人ニ對シテ裁判上ノ保證金ヲ要求スルノ不当ナルヲ論シ遂ニ現今ノ如キ内外人同等主義ヲ取りタルナリ

(二)

ノ区別ヲナスヤ

外国人ハ逮捕ニ關シ伊国ニ於テ全ク内国人同様ノ待遇ヲ受ク又保證金ニ關シテモ全ク内国人同様ノ取扱ヲナス此事ニ就テモ又法令ニ積極的明文ナシ是民法第三條ノ結果ナリ

(八) 不動産ノ所有ニ付

(一) 内国人ト外国人トノ間ニ何等ノ差別アリヤ

伊国ニ於テハ不動産ノ所有ニ付内外国人間何等ノ區別タニ存スルコトナク外国人モ全ク伊国人同様便宜的処分ヲ為ス

ニ於テハ伊国八タル分限ヲ回復ス
右ノ外第一問ニ於テ訳出セル第十一條第三項モ亦原国籍回復ノ一場合ト見倣スヘキモノタルヤ別ニ

(七) 司法上ノ取扱付

説明ヲ要セス

訴訟事項ニ付伊国ニ於ケル外国人ハ原告タル場合ト被告タル場合トヲ問ハス伊国人ト同様ノ権利ヲ有シ或他諸國ニ如ケルカ如ク原告タル場合ニ裁判上ノ保證金ヲ寄托スルカ如キ義務ナク伊国人同様ノ手続ヲ以テ萬般ノ訴訟事項ニ關係スルヲ得ヘシ此事ニ付テハ民事訴訟法ニ於テモ又刑事訴訟法ニ於テモ何等ノ明文ナシト雖モ民法第三條ニ於テ極メテ概括的規定ヲ設ケ内外人全ク同等ノ私権ヲ享有スル旨ヲ明カニシタル以上ハ外国人ハ訴訟事項ニ於テモ伊国人同様ノ権利ヲ有スル事当然ナリトノ議論学者間ニ一致シ諸裁判モ亦皆之ニ違フコトナシ(諸外國ノ法律中外國人ニ對シテ裁判上ノ保證金ヲ要求スルモノト雖モ商事ニ關シテハ

伊国法律ニ從ヒ不動産ヲ取得売買譲与相続スルヲ得ヘシ之ニ付テハ別ニ積極的ノ明文ナシト雖モ民法第三條ニ於テ外国人ハ内国人同様凡テノ私権ヲ享有スト規定シアリ不動産所有売買等ノ私権ノ行使ナルコト何人モ之ヲ疑フ者ナク且ツ之ニ關シテ何等反対ノ法文ナキヨリシテ外国人ハ内国人同様不動産所有権ヲ有ストノ結論ヲ生スルモノニシテ是レ民法編纂關係書類ニ依ルモ明ナル所且ツ學說判決例共ニ此点ニ就テ一致セリ

外国人ハ鉱山又ハ鉱区ヲ所有スルコトヲ得ヘキヤ鉱山又ハ鉱区ノ所有権ニ關シテモ亦外国人ハ内国人ト全ク同等ノ権利ヲ有シ之ニ關シテハ一千八百五十九年十一月二十日発布ノ鉱業法第三十八條ニ於テ内外人ヲ論セス法定ノ條件ヲ充スニ於テハ鉱業免許ヲ受クルヲ得ヘキ旨ヲ明定セリ(別冊第四号)尤モ該法律ハ伊国一統前ニ制定セラレタルモノニシテ伊国全体ニ於テ効力ヲ有スルモノニ非サレトモ其ノ効力ヲ有セサル地方ニ於テハ外国人ハ民法第三條ノ効果ニ依リ内国人同様鉱山鉱区所有権ヲ有スルコト学説判決例共ニ一致セリ

〔九〕 動産ノ所有ニ付

(一) 外国人ハ内国人同様各種ノ動産ヲ所有占有スルコトヲ得ヘキヤ

各種ノ動産ヲ所得占有スルコトニ關シ外国人ハ内国人ト同等ノ権利ヲ有ス之ニ關シテモ亦明文ナシト雖モ民法第三條ノ明文ノ結果ニ依リ外国人ハ右ニ述ヘタル権利ヲ有ス但シ船舶ニ關シテハ一ノ例外アリ第三問ニ於テ之ヲ詳説スヘシ

(二) 国債券又ハ地方債券ヲ所有スル権利ヲ内国人ノミニ限ルコトアリヤ

外国人ト雖モ其ノ伊国内ニ住所又ハ居所ヲ有スルト否トヲ論セス全ク内国人同様伊国債券及地方債券ヲ所有スルヲ得ヘシ此事ニ關シテハ法律勅令ニ積極的明文ナシ民法第三條原則ノ結果ナリ

(三) 外国人ハ船舶ヲ所有シ又ハ船舶ノ株主タルコトヲ得ヘキヤ若シ株主タルコトヲ得ルトセハ内外国人ノ間ニ於テ如何ナル比例ニテ之ヲ得ヘキヤ
一千八百六十五年六月二十五日發布伊国海商法第四十條ニ於テハ『凡ソ船舶ニシテ伊国人籍ヲ得ル為ニハ其ノ所有權カ全ク伊国臣民ニ屬スルカ又ハ

權ヲ有スルヲ得ルトキハ固ヨリ論ヲ俟タス

(四) 外国人ハ銀行、鉄道、船渠、造船所又ハ鉱山ノ株主トナルコトヲ得ヘキヤ若シ然レハ如何ナル度合迄ナルヤ

外国人ハ全ク伊国人同様本問所掲ノモノノ株主タルコトヲ得ヘシ法令ニ明文ナシ民法第三條原則ノ結果ナリ

(五) 外国人ハ無制限ニ内国人同様政府ヨリ補助金ヲ仰キ又ハ政府ノ特別ナル保護ヲ受クル各種会社ノ株主トナルコトヲ得可キヤ

然リ此事ニ關シテモ法令ニ明文ナシト雖モ民法第三條原則ノ結果トシテ実行スル処ナリ

(十) 外国会社（特別ノ法律ニ依テ組織セラルルモノ例へハ我日本銀行正金銀行ノ類）及株式会社ニ付

(一) 外国会社及株式会社（殊ニ銀行抵当貸金保険船舶業ノ）ハ何等ノ條件ヲ付セラレ又ハ何等ノ條件ヲモ付セラレヌシテ其ノ業務ヲ行フコトヲ許サレ居ルヤ

外国商事会社ニ關シテハ商法第二百三十條乃至第二百三十二條ニ左ニ訳出スル規定アルニ依リ外国諸商事会社ハ右ノ規定ニ依ルニ於テハ伊国内ニ於

少クトモ五年以上伊国内ニ住所ヲ有スル外国人ニ

屬スルヲ要ス但シ伊国内ニ住所若クハ居所ヲ有セサル外国人ト雖モ伊国船舶所有權三分ノ一マテハ

之ヲ有スルコトヲ得』ト規定シ頗ル外国人ノ動產所有ノ権利ヲ制限シクリシカ一千八百七十七年五月二十四日發布ノ改正海商法第四十條ニ於テハ

『船舶ヲシテ伊国国籍ヲ得ルカ為ニハ其ノ所有權カ伊國臣民ニ專屬スルカ又ハ伊国内ニ五年以上住

所又ハ居所ヲ有スル外国人ニ屬スルヲ要ス但シ伊国内ニ住所若クハ居所ヲ有セサル外国人ト雖モ船

舶所有權ノ三分ノ一マテハ之ヲ有スルコトヲ得』ト規定シタリ而シテ居所ノミヲ有スル外国人ニ船舶ノ所有權ヲ許シタルハ一ハ外国人ノ伊國ニ於テ

航海業ヲ營ムヲ獎勵セントシタルト一ハ居所ナルモノハ人ノ日常居ル所ニシテ業務及利益ノ中心タル住所ナルモノヨリモ却ツテ識別シ易キ所アルコトニ基キタルコト當時ノ説明書類ニ依ツテ明カナリ

前掲法文ニ於テハ所有權云々トノミ記載シタレトモ外国人力株式ノ方法ヲ以テ三分ノ一以下ノ所有

テ自由ニ其ノ業務ヲ營ムコトヲ得ルコト固ヨリ多言ヲ要セスシテ其ノ商法普通ノ規定ニ依リテ組織セラレタルト特別ノ法律ニ依リテ組織セラレタルト又ハ其ノ合名及合資タルト株式タルトハ其ノ問フ所ニ非サレトモ外国民事会社カ伊国内ニ於テ由ニ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ルヤ否ヤ否付テハ伊国民法其ノ他ノ法律中特殊ノ明文ナキカ故ニ學説及判決例未タ全ク一致セサルモノノ如シ一派学者ノ説ニ依レハ民事会社ナルモノハ一種ノ法人ニシテ法人ハ各國カ各其ノ必要又ハ有用ト認ム所ニ従ヒ法律ノ思想ヲ以テ之ニ人格ヲ賦与スルモノナレハ其ノ人格タルヤ国外ニ於テ毫モ効力ヲ生スルモノニ非ス從ヒテ外国民事会社ハ伊国法律ノ明許ナキ以上ハ伊国内ニ於テ其ノ業務ヲ行フコト能ハサルヲ知ルヘシ云々トアリ而シテ右外国人ト同様ニ私権ヲ享有ス』トアリ而シテ右外国人トハ勿論外国法人ヲモ含ムコト現行民法編纂完成ノ諸書類ニ徵スルモ明瞭ナルカ故ニ法人タル外国会社ハ伊国内ニ於テ自由ニ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ヘシ

云々ト説明セリ而シテ當時伊国ノ學説及判決例共
ニ第二説ニ傾ケリ

伊国法制ニ依レハ「人ノ身分及能力ハ其ノ本国法ニ遵フ」ヲ以テ原則トナシ（伊民法第六條參看）法人タル外国会社ハ之ヲ外国人ト看做スカ故ニ右外国会社ノ能力其ノ本法ノ法律ニ依テ之ヲ判断スヘキモノニシテ伊国法律ニ依ルヘキモノニ非サレトモ其ノ中公共ノ秩序及善良ノ風俗ニ関スル規定ニ關シテハ偏ヘニ伊国法律ニノミ依ルヘキモノナルニ付（伊民法第十二條）例ヘハ宗教ニ関スル法人ハ伊国ニ於テ財産ヲ有スルヲ得スト云フ規定ノ如キ及民事上ノ法人力カ不動産ヲ取得スルニハ勅令ヲ要スルカ如キ又ハ民事上ノ法人カ受クヘキ所ノ相続ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ右法人ニ於テ之ヲ受クル能ハスト云フカ如キ規定ハ亦公共ノ秩序ヲ維持スルカ為メ伊国ニ於テ特設シタル法制ナルニ依リ外国会社ハ仮令其ノ本国法ニ於テ此等ノ事項ニ対スル能力ヲ有スト雖モ伊国ニ於テハ断シテ不能力ト看做サル可キナリ

第二百三十條

外国ニ於テ合法ニ組織セラレタル会社ニシテ伊国内ニ支社又ハ代表所ヲ設ケントスルモノハ登記、定款及会社契約ノ公示、右ニ麥更アリタルトキハ其ノ麥更ノ事由及歳出入会計簿等ニ關スル伊国法ノ規定ヲ遵守スヘク且ツ右支社又ハ代表所ノ業務ヲ担当シ若クハ右本社ヲ代表スルモノノ氏名ヲ広告スルコトヲ要ス

右業務担当人若クハ代表者ハ第三者ニ對シテ伊国会社ノ業務担当人ニ等シキ責任ヲ有ス
外国会社ノ性質カ第七十六條ニ規定シタル諸会社（合名、合資及株式ヲ指ス）ノ性質ト異ナルトキハ定款及会社契約ノ公示等ニ關シ本法律カ株式会社ニ對シテ規定シタルノ手続ト同様ナル手續ヲ履行スルヲ要シ而シテ右会社ノ業務担当人ハ第三者ニ對シテ有スル責任ト同様ナル責任ヲ有ス
外国ニ於テ組織セラレタル会社ニシテ其ノ本店若

クハ最モ主要ナル目的物件ヲ伊国内ニ有スルトキハ其ノ会社契約ノ形式及効力ニ關シ（假令右契約テ取結ハレタ）全ク本法律ノ規定ヲ適用ス

第二百三十一條

前條規定ノ手續ヲ履行スルトキハ外国会社ハ伊国会社ト同様ナル法律上ノ結果ヲ得而シテ總テノ場合ニ於テ右外国会社ノ業務担当人及代表者ハ其ノ資格ニ付屬スル事件ノ取扱ヨリ生シタル義務ニ関シ連帶且ツ単独ニ責任ヲ帶フルモノトス

第二百三十二条

外国ニ於テ組織セラレタル合名及合資会社ハ第九十條ニ規定シタル期限内ニ（註、会社契約ノ日付後十五日以内）其ノ重ナル事務所ヲ設ケントスル土地ヲ管轄スル商事裁判所書記局ニ其ノ会社契約ノ全部ヲ提供スルコトヲ要ス

伊国内ニ於ケル其ノ他ノ支店若クハ代表所ニ關シテハ第九十條ノ規定（註、右支店若クハ代表所トノ關係ヲ定メタル契約書ヲ提供スルコト等）ヲ遵守スルヲ要ス
右ノ外ノ種類ニ屬スル会社ニシテ外国ニ於テ組織

外國會社ニ關スル伊國商法ノ規定（千八百八十一年十月發布）

項説明セル如キ明文ヲ設ケタル後ハ此種ノ議論全
ク絶止スルニ至リタリ則チ外國諸会社ノ伊国ニ於
テ其ノ業務ヲ行フノ権利ハ條約ニ於テ之ヲ規定セ
ルニ非シテ内國法ヲ以テ之ヲ明掲スルナリ

(四)

内國富籤トノ間ニ何等ノ差別ヲナスヤ

伊国立法ノ原則ハ内國富籤ト雖モ全ク之ヲ禁スル
ニアリテ已ムヲ得サルノ場合ニ於テノミ之ヲ許ス
ノ主義ナリ一千八百六十三年九月二十七日發布ノ
法律ハ富籤ヲ全禁スルトノ明文ヲ設ケ政府營業ノ
富札売下ハ仮ニ之ヲ保存スト規定セリ(政府營業ノ
富札売下ハ遙カニ伊国統一以前ヨリ半島諸小国ニ於テ盛
シニ行ハレタルモノニシテ国庫收入ノ一部トナリ
タルモノナリ伊国統一ノ政治家ハ富札ヲ以テ人民
ノ僥倖心ヲ発達セシムノナシ之ヲ禁セントス
ルノ意思ヲ抱キタルモノ多カリシモ右禁止ノ為ニ
國庫收入ヲ著シク減少スルヲ恐レ本文ノ如ク仮ニ
保存ストノ明文ヲ設ケタルナリ然レトモ右「仮
ニ」ノ文字ハ全く有名無実ニシテ今ニ至ル迄政府
売下ノ富札盛シニ發行セラル是レ當國政治家ノ意
見ニ依レハ富札売下ハ一種簡便ナル徵稅法ニシテ
人民ノ僥�幸心ヲ発達セシムルノ弊害ハアレトモ人
民ノ最モ喜ヒテ買受クル処ノモノタルカ故ニ政府
ニ於テ少シモ力ヲ勞スルコトナクシテ国庫ノ收入
ヲ得ルノ僥法クリ(現時富札売下ヨリ生スル國庫
ノ収入ハ一箇年大凡八百万利ナリト云フ)從ヒテ
何党ノ内閣モ皆之カ廢止ヲ断行スルコト能ハス將

〔十一〕

商業ニ付

(一) 商業ニ関シ内國人ト外国人トノ間ニ何等ノ差別ヲ
ナスヤ

E proibita nel Regno la vendita o la distri-
buzione di biglietti di lotterie asseste all'estero,
o di titoli di imprestiti stranieri a premi,
anch'esse i premi, rappresentazione rimborso di
capitali o pagamenti di interessi. E proibita
egualmente la raccolta di sottoscrizione per
quelle lotterie e quegli imprestiti.

(イ) 外国人ハ何等特別ナル許可ヲ要スルヤ
(II) 商業ニ從事スル外国人ハ住所ヲ定ムルコトヲ必要
トスルヤ

(四) 右等外国人ニ対シテハ或種ノ品ヲ売買スルコトヲ
特禁シ得ルコトナキヤ

商業ニ關シテハ伊国ニ於テ全ク内外人ヲ同一視シ
(民法第三條原則ノ結果ニシテ) 外国人ハ其ノ住
所又ハ居所ヲ伊国内ニ有スルト否トニ不拘何等ノ
特別ナル許可ヲ受クルコトナクシテ伊国法律ニ從
ヒ商業ニ從事スルヲ得ヘシ又外国人ニ対シテ或種
ノ品ヲ売買スルコトヲ特禁シ居ルコトナク全ク内
外人ヲ同一視セリ(政府專売品例ヘハ塩ノ如キ)
沿海貿易ニ關シ條約ニ於テ特別ノ留保ヲナシ亞

ル場合ハ此限りニ非ス而シテ伊国ト何等條約ヲ有
セサル邦國ノ人民カ伊国ニ於テ沿海貿易ノ權ヲ有
セサルハ固ヨリナリ伊国ニハ唯一個ノ殖民地アル
ノミナルカ故ニ殖民地間ノ外國貿易問題發生シタ
ルコトナシ

外国人又ハ外国船舶ハ伊国ノ法令ニ服従シ自由ニ
ノ權利ヲ有スル旨ヲ規定セル邦國ノ人民又ハ船舶
ハ全ク伊国人ト同様法律ノ規定ニ拠リ漁業ニ從事
スルヲ得ルハ固ヨリ論ヲ俟タス漁業ニ付條約上何
(一) 外国人又ハ外国船舶ハ沿海貿易ニモ亦殖民地間又
ハ殖民地ト本国間貿易ニモ從事スルコトヲ得ザ
ルヤ

(II) 若シ全然從事スルコトヲ得サルニ非ストセハ如何
ナル制限アルヤ

伊国ニ於テハ或国國(例ヘハ)(壤國)トノ條約ニ依リ沿
海貿易ニ關シ其ノ国民ヲ伊国人ト同一ニ取扱フカ
追補 新條約実施準備雑件 一〇四

等ノ規定ヲ有セサル邦國ノ人民又ハ船舶ハ勅令ニ依テ定ムル所ノ一定ノ金額ヲ納ムルニ於テハ伊国人ト同様漁業ニ從事スルコトヲ得ヘシ（伊國海商三十條）但シ右一定ノ金額ヲ納ムルト雖モ六箇月以上継続シテ漁業ニ從事スルコトヲ得ス（海商法施行七百三十四條）

（二）若シ全然從事スルコトヲ得サルニ非ストセハ如何ナル制限アリヤ
前問ニ於テ已ニ説明セリ

〔十四〕職業ニ付

（一）外国人ハ官吏又ハ公吏タルコトヲ得ヘキヤ

伊國ニ於テ外国人ノ享有スル権利ハ私權之ノミ

（伊民法第三條）公權即チ政權及行政權ノ如キハ一切之ヲ伊国人ニ專屬セシムルカ故ニ外国人ハ官吏若クハ公吏タルコトヲ得サルモノトス之ニ就テハ別ニ概括的ノ法文ナシト雖モ民法第三條ヲ反対ニ解釈スルノ結果及一千八百六十三年十二月六日發布司法制度法、一千八百六十六年一月二十八日發布司事官制法等ニ於テ司法官及領事官タルノ権利ヲ伊

九條ニ於テハ伊国人タル分限ヲ必要トセシカ現行法律ニ於テハ右ノ條件ヲ廢止シ唯伊國法科大學卒業證書ヲ有スル歟又ハ外國大學卒業證書ニシテ伊國大學ニ於テ承諾シタルモノヲ有スル

コトノミヲ必要トシタリ

（三）外国人ハ總デノ場合ニ於テ会社及株式会社ノ役員及重役

（四）若シ得サルコトトスレハ如何ナル取除ケアリヤ

伊國ニ於テ外国人ハ会社及株式会社ノ役員及重役タルヲ得ルコト全ク伊国人ト同様ナルヲ原則トス但シ鉄道会社及政府ノ補助金ヲ受クル銀行ハ單ニ伊国人ノミヨリ成立スル事務員会ヲ有スルコトヲ要ス

（五）外国人ハ凡テノ場合ニ於テ遺言管財人、選定管財人、後見人、保佐人、被信託人タルヲ得ヘキヤ

（六）若シ得サルコトセハ如何ナル取除ケアリヤ
第五問ニ陳列セル諸種ノ職務ハ伊國ニ於テ全ク之ヲ私權ノ行使ト看做シ外国人モ伊国人同様總チノ場合ニ於テ此等ノ職務ニ當ルコトヲ得ヘシ尤後見人ノ場合ニ關シテハ民法編纂ノ際風俗習慣ノ甚シ

等ノ規定ヲ有セサル邦國ノ人民又ハ船舶ハ勅令ニ依テ定ムル所ノ一定ノ金額ヲ納ムルニ於テハ伊国人ト同様漁業ニ從事スルコトヲ得ヘシ（伊國海商三十條）但シ右一定ノ金額ヲ納ムルト雖モ六箇月以上継続シテ漁業ニ從事スルコトヲ得ス（海商法施行七百三十四條）

（二）如何ナル職業ハ内国人ニ限ルヤ
伊國ニ於テ外国人ハ伊国人ト同様如何ナル職業ニモ從事スルヲ得ヘシ是レ職業ハ元來私權ノ行使ニシテ民法第三條原則ノ結果トシテ外国人ハ内国人同様ノ私權ヲ享有スルニ依ルナリ唯公證人ノ職ハ伊国人タル分限ヲ有スルニ非サレハ之ヲ行フコト能ハス（一千八百七十九年三月廿五條）又弁護士職ニ付テモ一千八百七十四年六月八日付法律第三十

唯一見例外ノ如クナルハ大學ヲ始メ公立諸學校ノ教師職ハ政府ヨリ俸給ヲ受クルモノナレトモ法律ノ條件（筋爭試験）ヲ具フルニ於テハ外国人ナリトモ之ニ当ルヲ得ヘキ（一千八百五十九年十一月六條）ノ一事是レナリ然レトモ教師職ハ國家ノ政權ニ參與スル處ノ官吏若クハ公吏トナル能ハスト云フ原則ヲ傷フモノニ非サルナリ

（二）如何ナル職業ハ内国人ニ限ルヤ

伊國ニ於テ外国人ハ伊国人ト同様如何ナル職業ニモ從事スルヲ得ヘシ是レ職業ハ元來私權ノ行使ニシテ民法第三條原則ノ結果トシテ外国人ハ内国人同様ノ私權ヲ享有スルニ依ルナリ唯公證人ノ職ハ伊国人タル分限ヲ有スルニ非サレハ之ヲ行フコト能ハス（一千八百七十九年三月廿五條）又弁護士職ニ付テモ一千八百七十四年六月八日付法律第三十

（九）商船ニ於テ其ノ士官又ハ船員ノ一部分ハ必ス内国人タルコトヲ要スルヤ

追補 新條約実施準備雑件 一〇四

三六〇

本問ニ付テハ伊国海商法第七十一條ニ詳細ノ明文
アリ左ニ之ヲ訳出ス

第七十一條

商船ニ於テ船長及船員三分ノ二以上ハ必ス内国人
タルコトヲ要ス

但シ在外伊国領事官ハ必要ノ場合ニ於テハ右ノ
制限以外ニ外国人ヲ船員ニ用ユルコトヲ許可ス
ルコトヲ得ヘン

船長及次長ノ職ハ實際内国人ヲ以テ之ニ充ツル
コト能ハサル緊要ノ場合ニ於ケルニ非サレハ外
国人ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ス

法定ノ試験ヲ經タル外国人ナキ場合或ハ領事官
カ外国人ヲ用ヒサルヲ相當ト信スル場合ニ於テハ
法令上劣等ノ資格ヲ備フル内国人ヲ船長ト為スコ
トヲ得ヘク次長及副次長ノ職ニハ領事ニ於テ適當
ト認ムル内国人ヲ以テ之ニ任スルコトヲ得ヘシ但
シ此行職ハ一航海間ノミ有効ナルモノニシテ一航
海間タリトモ法定ノ資格ヲ備フル内国人ヲ発見ス
ルトキハ早速之ニ代ユルコトヲ要ス

(十) 外国人ニ対シ新聞又ハ雑誌ノ發行ニ付特別ナル制

ルモノナルヤ

(十四) 外国某大学若クハ某学校ニシテ前項ノ点ニ關シ
特典ヲ享有スルモノアラハ其ノ校名如何

伊国以外ニ於テ受ケタル學術試験ハ凡テ伊国内ニ
於テ無効トス然レトモ著名ナル外国大学ノ卒業證
書ヲ有スルモノハ各科試験ヲ經スシテ直ニ全体試
験ヲ受クルヲ得ヘシ又或学科ニ關シ非常ナル學識
ヲ備フルモノハ高等教育會議ノ決議ニ依リ勅令ヲ
以テ右全體試験ヲモ免除セラルヘシ

右著名ナル外国大学トハ高等教育會議カ各会場ニ
應シテ認定スル処ニシテ法令上何等ノ規定ナシト
雖モ從來ノ前例ニ依レハ仏國巴黎、里昂ノ兩大學
英國「カンブリッジ」、「オックスフォード」、獨國
伯林大學等ハ伊国ニ於テ右ノ待遇ヲ受ケ居レリ

限ヲ付スルヤ

何等特別ノ制限ヲ付スルコトナシ則チ伊国ニ於ケ
リ外国人ノ出版権ハ全ク伊国人ノ出版権ト同一ナ
ミ規定シアレトモ是レ外国人ヲ除外セントスルニ
非スシテ外国人モ之ニ準シテ同様ノ出版権ヲ得ル
ナリ

(十一) 外國語ニテ發行スル新聞又ハ雑誌ニ關シ何等制
限ヲ付スルヤ

何等ノ制限ヲモ付スルコトナク伊國語ノ新聞
又ハ雑誌ト其ノ取扱ヲ同一ニス

(十二) 外国人ハ政治上ノ集会ニ加ハルコトヲ禁セラレ
居ルヤ

伊国ニ於テ外国人ノ政権ヲ有セサルコトハ已ニ已
ニ説明セルカ如シ然レトモ政治上ノ集会ニ加ハル
コトニ關シテハ何等ノ禁令ナキカ故ニ全ク内国人
ト同様ナリ

(十三) 外国医科、法科大学若クハ医学校、法学校ノ學
位證書ハ如何ナル場合ニ於テモ内國ニ於ケルト同
種大学若クハ學校ノ學位證書ト同一ニ遇セラレル

文書図書脚本楽譜及写真等ノ版権ニ關スル現行法令ハ外国人ニ其保護ヲ許すセサル趣意ノ規定ニ有之候处日英、日伊、日独、日白等ノ新條約議定書ニ於テ帝国政府ハ領事裁判權ノ廢止ニ先チ版権ノ保護ニ關スル列国同盟條約ニ加入スヘキコトヲ約定致居候ニ付新條約實施ノ上ハ外國ニ於テモ帝國臣民ノ版権ヲ保護スルト共ニ帝國ニ於テモ亦外国人ノ版権ヲ保護スルコト相成候就テハ新條約ノ實施ニ先チ版権保護ニ關スル現行法令ヲ改正シテ列国同盟條約ノ規定ニ適合セシムルノ必要有之候ニ付貴省ニ於テハ右事項ニ關スル調査御準備ノ事トハ存候得共新條約ノ実施期日モ漸ク相近キ從ツテ列国同盟條約ニ加入ノ期日モ亦漸ク切迫致候ニ付右法令改正準備ノ儀御注意迄申進置候也

明治三十年六月一日起草 同三日發遣

一〇五 明治三十年六月三日 横山内務大臣宛 西郷海軍大臣ヨリ

版權法改正ニ關スル件

送第一七号

追補 新條約実施準備雑件 一〇五 一〇六

別紙ノ如ク英米独等ノ諸國方清國政府ト締結セル條約ニハ

三六一

追補 新條約実施準備雑件 一〇七 一〇八

三六二

何レモ通商ノ保護海賊ノ逮捕ニ從事セル軍艦ハ自由ニ清國

ノ諸港湾ニ入ルコトヲ得ヘキ旨規定セラレ居候ニ付是等ノ

條約ニシテ今尙ホ実施セラレ居候儀ナレハ帝国軍艦モ日清
通商航海條約上ノ最惠国條款ニ依リ英米諸國ノ軍艦ト同シ
ク清國ノ諸港湾ニ自由ニ入港スルコトヲ得ヘキコトニ相成
候ハハ台灣ノ帝国版圖ニ帰シタル今日ニ於テハ該島警備ニ
從事セル帝国軍艦ノ為メニハ甚好都合ニ有之候間帝国軍艦
モ自由ニ清國諸港湾ニ入ルコトヲ得ヘキ様御取計相成度此
段及御照会候也

明治三十一年三月二十八日

海軍大臣侯爵 西郷従道(印)

外務大臣男爵 西徳一郎殿

(別紙英米独・清國間條約文略)

一〇七 明治三十一年三月三日

西郷海軍大臣宛

日清間條約上ノ最惠国條款適用ニ關スル照会

回答ノ件

機密第三三号

明治三十一年三月三日

法典調査会總裁侯爵 伊藤博文殿

註 日附ハ仮リニ法案取調委員報告ノ日トセリ

別録

明治三十一年三月三十日国籍法案取調嘱託員報告

御下命ニ基キ兼テ取調ニ從事罷在居候国籍法案脱稿致候間

別紙目録ノ書類及進達候

明治三十一年三月三十日

国籍法案取調嘱託員

山口弘一(印)

野沢武之助

立作太郎

外務省參事官

寺尾享(印)

法典調査会總裁侯爵 伊藤博文殿

別紙目録ノ書類及進達候間

外務大臣男爵 西徳次郎殿

目録

一 国籍法案

一 冊

一 国籍法案

五 冊

以上今回ノ取調ニ係ルモノ

一 帰化法案並ニ理由書

五 冊

一 国民身分法案私考

一 冊

計 十六冊

以上從來ノ取調ニ係ルモノ

(国籍法案其他略)

照会ノ件

一〇九 明治三十一年五月二十六日 梅法制局長官ヨリ

外国人ノ私設鉄道会社重役就任制限ニ關シ

別紙通信大臣請議外国人ノ私設鉄道会社ノ重役トナル制限

ニ關スル件ニ付貴省御意見承知致度候間至急何分ノ御回答
有之度此段及御照会候也

明治三十一年五月二十八日

法制局長官 梅謙次郎(印)

外務次官 小村寿太郎殿

海軍大臣宛

外務大臣

帝国軍艦力清國諸港へ入港ノ義ニ關シ三月二十八日付ヲ以
テ御照会ノ趣了承致候軍艦入港ニ關スル清國ト英米独仏諸
國トノ條約ハ今尙有効ニ有之候ヘハ帝国軍艦モ日清通商航
海條約第二十五條第二項ノ規定ニ依リ右諸國ノ軍艦同様清
國諸港ニ入ルコトヲ得ルハ當然ノ義ニ有之候ニ付之ヲ實行
スルニ當リ別ニ清國政府ニ向テ交渉ヲナスベキ必要無之候
間右様御承知相成度右御回答申進候也

明治三十一年三月三十日起草 同三十一年三月三十一日発遣

海軍大臣侯爵 西郷従道(印)

外務大臣男爵 西徳一郎殿

(別紙英米独・清國間條約文略)

一〇八 明治三十一年三月三日(仮) 西外務大臣ヨリ

伊藤博文宛

国籍法案等送附ノ件

別録 国籍法案取調嘱託員報告

豫テ当省ニ於テ為取調置候国籍法案並ニ法律改正案為御參

考右ニ關スル参考書類相添及御送附候也

外務大臣男爵 西徳次郎

(別紙)

外国人ノ私設鉄道会社ノ重役トナル制限ニ閲スル件

鉄道事業ハ他ノ諸事業ニ異リ軍事上最モ緊要ナル關係ヲ有スルモノニシテ其敷設管理ニ付テハ特ニ慎重ノ監督ヲ加ヘサル可ラサルハ論ヲ俟クス而ルニ外国人ハ法律命令又ハ條約ニ禁止アル場合ヲ除クノ外一切ノ私權ヲ享有スルヤ否ヤ

換言スレハ外国人ト雖会社ノ株主ト為ル如キ権利ヲ有スルヤ否ヤニ付テハ現行條約ニ付テモ已ニ疑題ヲ存スト雖其問題ハ暫ク措キ新法典ハ特ニ禁止ノ明文アル場合ヲ除クノ外、外国人ニ私權ヲ享有セシムヲ以テ本則トシ新條約モ亦之レカ享有ヲ認メタルモノノ如シ故ニ会社定款ニ於テ株主ヲ帝国臣民ニ限ルノ規定ヲ設ケサル会社ハ外国人ノ其会社ノ株主トナルコトヲ拒絶スルヲ得サルカ如シ(日仏新條約ニ於テ此点殊ニ明瞭ナルニ似タリ果シテ然ラハ鉄道会社モ亦又外国人カ其株主トナリ得ルコト言ヲ俟クス隨テ新條約実施ノ上ハ外国人モ亦取締役監査役等ニ選定セラルヲ得ルニ至ルハ事理自然ナリト雖外国人ヲシテ軍事上緊要ノ關係ヲ有スル鉄道会社ノ業務ヲ取扱ハシムルハ斯業ニ対スル監督ノ為メ策ノ得タルモノト云フ可ラス仮令外国人カ会

明治三十一年四月六日

通信大臣

内閣總理大臣宛

社ノ株主トナルノ能否ハ之ヲ一般法條ノ規定ニ委スルトスルモ其重役トナリ鉄道事業管理ノ局ニ当ラシムルノ一事ハ之ヲ禁止スルノ必要アリト信ス仍テ右禁止ノ法案ヲ提出セントス然ルニ本件ハ新法典及新條約ニ連リ外国人私權享有ニ對スル一般方針ニ閲スルモノナレハ此際其決定ヲ要スヘキモノト認ムルニ付豫メ茲ニ閣議ヲ請フ

明治三十一年七月二十三日

小村外務次官ヨリ

梅法制局長官宛

外国人ノ私設鉄道会社ノ重役トナル制限ニ

外務次官照会回答ノ件

送第一二三号

外国人ノ鉄道会社ノ重役トナルヲ禁止スルヲ得ルヤ否ヤノ点ニ閲シ本省ノ御意見御尋ノ処新條約ニ於テ外国人ハ商業工業及ヒ航海ニ關シテハ内国民及最惠国民ト同一ノ取扱ヲ受ケシムベキコトヲ規定セルヲ以テ国家ノ自衛若クハ国内治安ノ維持ノ為メ萬止ムヲ得ザル必要アルニ非レバ外国人

ニ限リテ商業工業及航海ニ閲スル権利ノ享有ヲ禁ズルノ法

令ヲ発スルハ新條約ノ精神ニ適セザル儀ト被存候鉄道事業ノ如キハ政府ニ於テ充分監督スルノ制度ヲ設ケ得ベク從テ

戰時ニ於ケル義務等ニ付キテモ嚴重ニ制定シ得ベキ儀ト存

候ニ付テハ當時外国人カ其会社ノ重役トナルヲ禁止スルノ法令ノ如キハ國家ノ自衛若クハ国内治安ノ維持ノ為メ必要

止ムヲ得ザル事項ノ範囲内ニ属スルモノトハ認メ難カルベク從テ新條約ノ精神ニ背ク所アルベシト被認候右御答ニ及び候也

明治三十一年七月 日

外務次官 小村寿太郎

法制局長官 梅謙次郎 殿

(立案主任 立 七月十八日発遣)

明治三十一年八月二十三日

法制局長官 神鞭知常(印)

外務次官 小村寿太郎 殿

(別紙)

外務次官 小村寿太郎 第九四五号

外國人ノ私權享有ニ閲スル閣議案

目今外国人カ内国商事会社ノ株式ヲ所有シ得ルヤ否ヤハ從来世上ノ問題ト為リ往々伺出ノ向モ有之候モ未ク其帰着スル所ヲ見ス按スルニ外国人ト雖モ法律又ハ條約ニ於テ禁令ナキ以上ハ私權ノ完全ナル享有ヲ得ルコトハ近世各國立法例ノ一致スル所ニシテ我民法ニ於テモ亦明カニ此原則ヲ認メタリ而シテ商事会社ノ株式ハ一ノ財産ニ過キサルヲ以テ特別ノ法律又ハ條約ニ於テ之カ所有ヲ禁止スルカ又ハ法律ノ規定ニ從テ会社自ラ制限ヲ設ケタル場合ノ外ハ之ヲ否認スヘキ理由ナキモノト信ス現行ノ條約中ニハ此点ニ閲シテ何等ノ明言ヲ為サス故ニ條約ニ於テ禁止シタルモノト云フヲ得ス現行法律中外国人ノ株式所有ヲ禁止シタルモノト見ルヘキモノヲ擧クレハ

外国人私權享有ニ閲スル閣議案ニ付テ照会ノ件

別紙大蔵大臣ヨリ閣議ニ提出相成候處貴省ノ御意見承知致度間何分ノ儀至急御回答相成写相添ヘ此段及御照会候也

追補 新條約実施準備雑件 一一

明治十五年 国立銀行條例第三十五条
明治十五年 日本銀行條例第五條

追補 新條約実施準備雑件 一一二

三六六

明治二十年 横濱正金銀行條例第五條

明治二十三年 鉱業條例第三條

明治二十六年 取引所法第十一條

以テ御決定相成度此段提出候也

明治三十一年八月十二日

内閣總理大臣伯爵 大限重信殿
大藏大臣 松田正久

等ナリ此以外ノ場合ニ於テハ外國人カ株式ヲ所有スルモ差
支ナキモノト認ム或ハ現行條約ノ下ニ於テハ外國人ハ居留
地以外ニ於テ商業ヲ営ムヲ得サルヲ以テ株式ヲ所有スルコ
トヲ得スト論スルモノアリ或ハ外國人ハ土地所有ノ權能ナ

キヲ以テ鐵道會社ノ株式ヲ所有スルヲ得スト立論スルモ
ノアリ或ハ現行條約ノ下ニ於テ治外法權ヲ有スル外國人ハ
我國法ニ服從セサルヲ以テ内國法ニヨリ組織セラレタル會

社ノ社員ト為ルコトヲ得ストノ議論モナキニアラスト雖モ
單ニ株式ヲ所有スルヲ以テ商業ヲ営ムモノト謂フヘカラス
又鐵道會社ノ如キ其土地所有權ノ主体ハ會社ニシテ社員ニ
アラサルヲ以テ土地所有ノ權能ト抵触スルコトナク又現行
條約ノ下ニ於テモ必スシモ我國法ヲ通用スヘカラストハ断
言シ難キカ故ニ株式ノ所有ヲ外人ニ向テ否認スルノ理由ナ
キモノト謂フヘシ

前述ノ理由ニヨリ法律其他ニ依リ制限ヲ説ケサル場合ニ於
テハ外國人ト雖モ株式ヲ所有シ差支ナキモノト被認候右ハ
重要ノ問題ニシテ且ツ他省ニ關聯スル所アルヲ以テ闇議ヲ

別ニ何等ノ差支無之義ト存候右及御回答候也

明治三十一年九月三十日起草同年十月一日発遣

一一四 明治三十一年十月三十一日 鵠山外務次官(ヨリ)

鈴木内務次官宛

前件回答ノ件

内務次官

外務次官

送第一号

日仏條約中ノ疑義ニ付照会ノ件

秘甲第一二八号ノ内

帝國及仏蘭西共商國間ニ締セラレタル通商航海條約第一
條第二項ニ於テ右兩國民ハ互ニ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ旅
行シ居住シ其職業ニ從事シ云々ト有之右職業トハ狹義ノ意
味ヲ以テ之ヲ解スヘク從テ農業ハ勿論林業漁業モ亦之ニ包
含セサルヲ以テ此等ノ事項ニ付テニ必ラスシモ悉ク内國民
ト同様ノ特典自田及權利ヲ享有セシムルヲ要セス必要ナル
場合ニ於テハ内國民ト異リタル制限若クハ禁止ヲ加ヘ得ヘ
キ義ト存候得共右ハ條約ノ解釈ニ涉其關係頗ル重大ナル次
第ニ付御意見一応承知致度此段及照会候也

明治三十一年十月十日

内務次官 鈴木充美(印)

外務次官 鵠山和夫殿

一一五 明治三十一年十一月三十一日 鵠山外務次官(ヨリ)
松方大藏大臣宛

頓稅法案廻送ノ件

官房第一四二四号

追補 新條約実施準備雑件

一一三 一一四 一一五

三六七

今般頓稅法案當省ヨリ闇議ニ提出致候條右法案相添此段申

進置候也

明治三十一年十一月二十二日

大蔵大臣伯爵 松 方 正 義 (印)

外務大臣子爵 青木 周 藏 殿

(別紙)

頓 稅 法

三十一年十月九日

第一條 外國貿易ノ為メ外國ニ往来スル船舶開港ニ入港シ

タルトキハ其入港毎ニ登簿頓數一頓ニ付拾錢ノ頓稅ヲ

課ス但登録簿頓數一頓ニ付三拾錢ヲ一時ニ納付スルト

キハ其港ニ於テハ満一ヶ年間頓稅ヲ納ムルヲ要セス

帝国ト測度法ヲ異ニスル國ノ船舶ノ登簿頓數ハ帝国

於テ定ムル測度法ニ依リ換算ス

第二條 嘸稅ハ船舶入港シタルトキ船長ヨリ稅関ニ納付ス

ヘシ其納付后ニアラサレハ出港スルコトヲ得ス

第三條 海難其他止ムヲ得ザル事故ニ依リ入港シタル船舶

ニハ嘸稅ヲ課セス但本條ノ事故ニ依ルニアラシテ貨物ノ積卸ヲ為ストキハ此限ニアラス

第四條 稅關長ニ於テ必要ト認ムルトキハ船舶ノ測度ヲ為スコトヲ得

第五條 嘸稅ノ逋脱ヲ図リ又ハ嘸稅ヲ納付セスシテ出港シ

一一七 明治三十一年三月三日 曾禰農商務大臣ヨリ
青木外務大臣宛

特許法案等廻送ノ件

甲第一四四八号

條約実施準備上左記ノ該法律制定又ハ改正ノ必要有之ニ付

夫々案ヲ具シ閣議ニ提出致置候間右様御了知有之度此段申進候也

明治三十一年十一月十三日

農商務大臣 曾 禰 荒 助 (印)

(特許法案略)

(意匠法案略)
(商標法案略)

一一八 明治三十一年三月七日 川上參謀總長ヨリ
青木外務大臣宛

外國軍艦特別輸出港繫泊ニ關スル件

参第一一一号第一

左ノ件々ニ關スル御意見至急御回答相成度及御照会候也

一、明治二十二年七月三十日法律二十号ヲ以テ指定セラ

追補 新條約実施準備雑件 一一七 一一八 一一九

タルトキハ船長ヲ其逋脱ヲ図リ若クハ納付セサリシ稅金ノ三倍ニ相当スル罰金ニ處ス

第六條 犯罪事件ノ調査及処分ニ關シテハ關稅法ヲ準用ス

但通告履行ノ期間ハ通告ヲ受ケタル時ヨリ四十八時間以内トス

第七條 嘸稅ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ヲ適用セス

附 則

第八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一、明治三十一年三月七日

都筑外務次官宛

著作権法案廻送ノ件

秘甲第二七号

別紙著作権本回議會ニ提出ノ見込ヲ以テ起草候條御参考迄及廻送候也

明治三十一年十二月七日

内務次官 松 平 正 直 (印)

(著作権法略)

外務次官 都 筑 馨 六 殿

(著作権法略)

レタル特別輸出港(例へハ長門國下ノ閥)及ヒ明治二十九年十月二日勅令第三百十六号ヲ以テ指定セラ

レタル輸出入港(例へハ筑前國博多)ハ改正條約實

施後ニ在テハ外國軍艦同水雷艇ハ自由ニ出入繫泊シ得ヘキヤ否ヤ

二、若シ自然ニ放置スル時ハ自由ニ出入繫泊シ得ルモノ

トスレバ特別ノ法律等ヲ以テ外國軍艦同水雷艇ニ限

リ其出入ヲ禁止スルコトヲ得ルヤ否ヤ

明治三十二年三月七日

參謀總長子爵 川 上 操 六 (印)

外務大臣子爵 青木 周 藏 殿

(意匠法案略)

一一九 明治三十一年三月八日 青木外務大臣ヨリ
川上參謀總長宛

外國軍艦ノ寄港ニ關スル照会答ノ件

送第一七号

參 謂 總 長 外 務 大 臣

三月七日參第一一一号第一ヲ以テ外國軍艦及水雷艇寄港ノ義ニ付御照会相成候処ハ新條約実施後ハ國際ノ慣例上開

追補 新條約実施準備雑件 一一〇

三七〇

明治三十二年四月十一日

逓信省管船局長 山県伊三郎(印)

外務省政務局長 内田康哉 殿

港ト不開港トヲ問ハス特別ノ禁令ナキ以上ハ外国軍艦及水雷艇ニ於テ自由ニ之ニ出入繫泊スルヲ得ヘキ義ト存候乍併
外国軍艦及水雷艇ハ別ニ帝国ノ港ニ出入繫泊スルヲ得ヘキ
條約上ノ権利ヲ有スル次第ニ無之候間特ニ其出入ヲ禁止制限スヘキ必要アル場合ニ於テハ右ノ禁止制限ヲ設クルモ差
勅令等ヲ要セス外國公使ニ対スル通牒ニテモ事足ルヘシト存候間御参考迄右申添候此段及御回答候也

(朱書)
「追テ」禁止制限ヲ設クル場合ニハ各國軍艦ヲシテ之ヲ前知セシムルニ足ルノ期間ヲ与ヘラレ候様致度ト存候也」

明治三十二年三月八日起草同日発遣

一一〇 明治三十三年四月一日 内田外務政務局長宛

新條約ノ疑義ニ関シ照会ノ件

管局發第一六一三号

新條約中左記各項差當リ疑義相生シ候條貴省御意見承知致度此段及照会候也

他ノ一方ニ於テ總テ最惠國ノ基礎ニ置ク主意ヲ有スルニ因リ通商及航海ニ關スル一切ノ事項云々タアリ(清韓兩國ヲ除キ他各締盟國略同一ノ規定アリ)テ通商及航海ノ文字ヲ廣義ニ解スレハ帝國ノ開港場間ニ為ス積荷ノ運搬ヲモ包含セル如キモ斯クテハ各其最惠國約款ニ依リ互ニ相均霑シ同條約第十一條第三項ノ如キ明文ヲ要セスシテ積荷ノ運搬ヲ為シ得ルコトナルヲ以テ同條約第十一條第一項ノ如ク明ラカニ沿海貿易ニ關スル除外例ヲ規定シタル場合ハ勿論仮へ之カ除外規定ナキ場合ト雖トモ通商及航海ノ文字中ニハ帝國開港場間ニ為ス積荷ノ運搬ハ包含セサルモノト解スル方纔當ナルカ如シ右ハ果シテ包含セシメサルノ意ナルヤ

四 日英條約第十一條第三項ニ積荷ヲ運搬スルコトヲ許ストアリテ旅客ノ運搬ハ許ササル如キモ實際ニ於テハ旅客ト雖トモ積荷同様運搬セル様聞知セリ右ハ果シテ積荷ノ外之カ運搬ヲ許ササルノ意ナルヤ

二、然リ税關ノ輸入手数ヲ了セサル外國貨物ノ開港場間運搬モ亦沿海貿易ノ中ニ包含ス

三、沿海貿易ハ條約ヲ以テ最惠國待遇ヲ保障セル通商航海ノ文字中ニ包含セス

四、日英通商航海條約第十一條第三項ハ旅客ノ運搬ヲ包

新條約ノ疑義照会回答ノ件

一一一 明治三十三年五月三日 杉村外務通商局長宛

追補 新條約実施準備雑件

一一一

三七一

一一一 明治三年四月二日 神奈川県知事ヨリ
外務、内務、司法大臣宛

居留地ノ事項ニ関シ英國領事照会ノ件

別録 外務省答解

官機第四九号

新條約ノ実施ニ關シ横濱駐在英國領事ヨリ今般別紙乙号原訳文写ノ通リ質疑有之右ハ公然トナク本官ノ意見尋越候義ニハ候得共萬一政府ノ御方針ト矛盾スル説明相与ヘ候テハ不都合ニ付豫テ及稟議置候埠見ノ旨趣ニ基キ甲号答案取調ノ上差出候條之ニ対スル御商議至急御指示候也

明治三十二年四月十二日

神奈川県知事 淺田 德則
外務大臣子爵 青木 周蔵殿
内務大臣侯爵 西郷 従道殿
司法大臣 清浦 奎吾殿

(乙号訳文)

在横濱外国人居留地ニ關スル質問

一 現存スル外国人局留地ハ新條約ニ拠レハ其所在ノ日本市区ニ編入シ爾后日本國地方組織ノ一部トナルベシトアリ 在横濱外国人居留地ノ場合於テ編入スペキ日本市区トハ何レヲ指ス乎此市区ノ境界如何、何人カ之レヲ管

七 外国人居留地内ニ在ル地所ノ借料ハ何人ニ仕払フヘキ乎

八 神奈川県地方制度又ハ市政ノ如何ナル役所カ現今外国人居留地タル土地面積ノ警察、点燈、修繕竝ニ掃除ニ付責アル乎

別録

横濱外国人居留地ニ關スル質疑ノ答解

第一問ニ対シ

横濱外国人居留地ハ既ニ現在ニ於テ横濱市ニ屬シ同市ノ一部ヲ形成セリ故ヲ以テ同港ノ場合ニ在リテハ新條約ニ由リ更メテ之カ市区編入ノ手続ヲ要セサル見込ナリ

同地ハ何人カ之ヲ管理シ其ノ資格如何トノ問ハ一般行政上ニ關スルモノナラン歟警察事務ハ神奈川県知事、市ニ屬シ若ハ市ニ委任セシ事務ハ第一次神奈川県知事第二次内務大臣監督ノ下ニ横濱市長又國稅事務ハ大藏大臣監督ノ下ニ税務官吏之ヲ管掌ス

第二問ニ対シ

之居留地ノ施政ヲ横濱市一般ノ組織ニ帰セシムル場合ニ於テハ其直接ノ施政上ノ責務ハ市長ニ於テ負担スヘシ而シテ之カ監督ハ第一問ニ対スル答ノ如ク第一次ニ於テハ神奈川

理スル乎茲ニ其資格如何
ハ右ハ如何ナル官吏ニ引渡スヘキカ

二 現今外国人居留地ノ存立スル土地ニ關シ地方施政上ノ責任義務ヲ悉皆負担スヘキ日本當該官吏(日英條約第十條參看)トハ何人ナルヤ

共有資金若クハ財産アツテ引渡ノ當時官吏存在スルトセ

三 県庁並各領事庁ニ於ケル永久貸渡ヲ登記スルノ現法ハ變更セラルヘキカ若シ變更セラルルトスル時ハ新條約実施後右ハ如何ニ登録セラルヘキ乎

四 登記ハ之ヲ引繼ヘキ乎將夕現行登記簿ハ地方施政上ノ責任ヲ悉皆負担スベキ日本當該官吏ニ引渡スベキ乎

五 県庁ハ知事直管ノ下ニ在テ同序カ今日迄施行シ来リタル外国人居留地ニ關スル責任義務ノ全部又ハ其幾分ヲ他ノ地方官吏ニ引繼カルルモノト豫想スルヲ得ル乎

六 外国人居留地公共用ノタメ從前日本政府ニテ無借料ニ授与セラレタル土地ニ付テ問ハンニ如何ナル官吏力公園ノ如キ場所ノ管理ヲ引受之レヲ維持スル乎

右公園ニ關スル事柄ニ付前任知事カ約束又ハ談合等ヲ為シタルモノヲ他ノ地方官吏ニテ引受ケントスルノ意アル乎

県知事第二次ニ於テハ内務大臣ニ於テ之ヲ為スヘキコトナリ

若シ横濱外国人居留地ニ屬スル共有資金若ハ財産ニシテ帝國当該官吏ニ引港スヘキモノアラハ其ノ之カ引渡ヲ受クヘキ相当官ハ神奈川県知事ナリ

第三問ニ対シ

永代借地権ノ移転ニ対スル各領事官ノ關係ハ日英條約第十

八條第四項末段ニ依リ廃止ニ帰スル疑ナシト雖モ帝国政府カ之ニ代ハリテ施行スヘキ方法ハ目下詮議中ナリ

第四問ニ対シ

新條約実施前ニ於ケル各領事官ノ登記ノ引繼ヲ受クヘキヤ否ヤノコトハ目下詮議中ニ有之尤将来登記事務ヲ取扱ヘキ職務ハ区裁判所ニ屬スヘキモノト存ス

第五問ニ対シ

從來県庁直管ノ下ニ在リシ居留地ニ關スル責任義務ノ一部ハ横濱市ニ移ルヘシ

第六問ニ対シ

均シク公共ノ用ニ供シタルモノノ内ニテ各其種類ヲ異ニスルカ故ニ概括シテ之カ説明ヲ為シ難シト雖モ墓地、伝染病院敷地、消防道具置場ノ類ハ一般ノ規定ニ依リ從前ノ儘之

追補 新條約実施準備雑件 一三三

三七四

カ使用ヲ許サルヘシ但シ公園及遊園ハ全ク別種ノ土地ニ屬ス
公園及遊園ノ管理ハ当然横濱市ニ屬スヘシト雖モ公用ニ関
スル現存ノ約定ハ法令ニ依ルノ外別段ノ影響ヲ受ケサル様
処置サルヘシ

第七問二対シ

從来ノ如ク神奈川県厅ナリ

第八問二対シ

從来ノ如ク神奈川県厅ナリ

第一問ノ二項及第五問ニ対スル答ノ如ク警察事務ハ神奈川
県知事道路下水ノ修繕掃除等ハ横濱市長ノ責任ニ屬スヘシ
但シ点燈ノコトハ從前ト異ナルコトナシ

（別紙） 改正條約実施ノ義ニ付疑義伺

來ル七月ヨリ改正條約実施可相成ニ付テハ左記ノ廉ニ疑義
有之候間何分ノ御指揮相成度此段相伺候也

明治三十二年三月十八日

一一三 明治三十二年四月十四日 倉富司法民刑局長ヨリ
内田外務政務局長宛

條約実施ニ關スル疑義ニ付照会ノ件

別録一 内田政務局長回答

司法省民刑甲第七五号

條約実施ニ關スル疑義ノ件ニ付兵庫県知事ヨリ別紙写ノ通

尙領事官府ニ屬スル義ニ候哉若シ然ラスシテ我行政府ニ
於テ執行スヘキトセハ條約実施ノ日ニ於ケル既決囚モ總
テ我行政府ニ引繼フ受ケサルヲ得ナル義ニ候哉

註 右照会ニ対シ明治三十二年四月二十九日附ヲ以
テ内田政務局長ヨリ倉富司法省民刑局長宛左ノ
回答アリ

別録一

送第二七号

兵庫県知事ノ伺ニ係ル條約実施ニ關スル疑義ノ件ニ付本
月十四日附民刑甲第七五号ヲ以テ当省ノ意見御尋越ノ趣了承
右ニ關シテハ在本邦關係外國公使ト協議ノ次第有之候ニ付
追テ何分ノ御通報可致候間右様御了知相成度此段申進候也
明治三十二年四月二十八日起草同二十九日発遣

別録二

明治三十二年七月十七日 決裁

高 裁 案

司法大臣「印」
(朱書) 民刑局長「倉 富」
(朱書) 參事官(石渡)

年 月 日

内務大臣「印」

追補 新條約実施準備雑件 一三三

内務大臣ヘ伺書差出候趣ノ處右伺出ノ事項ハ當省之主管ニ
屬スルヲ以テ内務次官ヨリ移牒有之候ニ付本件ニ關スル貴
省ノ御意見承知致度此段及照会候也

明治三十二年四月十四日

司法省 民刑局長 倉富勇三郎(印)

外務省

政務局長 内田 康哉殿

(別紙)

内務大臣侯爵 西郷 従道殿

一 日独通商航海條約ニ対スル議定書第五ニ所謂裁判中ニ
在ル總テノ事件トハ領事ニ於テ我檢事ヨリ犯罪人ノ引渡
ヲ受ケタル時ヨリ初マル義ニ候哉
一 前項裁判中ニ在ル事件トハ其判決確定ニ至ル迄領事官
序ニ於テ繼續スルハ勿論ト存候得共其刑ノ執行ニ於テモ

兵庫県知事 大森鍾一

次官 「印」
外務大臣
政務局開了送第八九二八号

別紙兵庫県知事大森鍾一並神奈川県知事浅田德則請訓ノ
件ニ關シテハ第一二案ノ通御訓令相成可然哉仰高裁

第一案

兵庫県知事 大森鍾一

本年三月十八日第一二七〇号請訓改正條約実施ニ關スル疑
義ノ件ヘ左ノ通心得可シ

第一項 日独通商航海條約ニ対スル議定書第五ニ所謂裁判
中ニ在ル總テノ事件トハ改正條約施行前領事序ニ於テ起
訴アリタル事件ヲ云フ
第二項 改正條約施行後ハ外國領事ハ日本国内ニ於テ刑ノ
執行ヲ為スコトヲ得ス但領事ノ依頼アリタル場合ニ於テ
從前ノ振合ニ依リ外國犯人ヲ我監獄ニ拘禁スルハ妨ケナ

追補 新條約実施準備雜件 一二四

第二案

神奈川県知事 浅田 德則

本年二月十七日官秘第二四号請訓第十項外國領事ノ言渡タル刑ノ執行ニ關スル件改正條約実施後ハ外國領事ハ日本國內ニ於テ刑ノ執行ヲ為スコトヲ得ス但領事ノ依頼アリタル場合ニ於テ從前ノ振合ニ依リ外國犯人ヲ我監獄ニ拘禁スルハ妨ケナシ

右訓令ス

年 月 日

司法大臣
内務大臣

秘管監第五〇号
局長照会

一一四 明治三十三年六月二十日 青木外務大臣ヨリ
芳川通信大臣宛

外国人汽船会社繼續營業ノ手続ニ關スル件

別録一 山県通信管船局長照会

二 内田外務政務局長回答

送第一六三号

青木 外務大臣

明治三十二年六月二十一日

通信管船局長 山県伊三郎（印）
外務省政務局長 内田 康哉殿

別録二 明治三十二年六月二十四日内田外務政務局長
回答
通信省管船局長 山県伊三郎殿
内田外務省政務局長
送第一七一号

本月二十三日付送第一六三号ヲ以テ当省大臣ヨリ貴省大臣へ照会相成居候汽船会社業營業繼續方ノ義ニ關シ去ル昨二十一日秘管監第五〇号ヲ以テ御尋越ノ趣了承右ニ所謂汽船会社業トハ從來外國ノ汽船会社ガ本邦内ニ設ケタル支店又ハ代理店ノ業務ヲ指シタル次第ニ有之候間右様御承知相成度此段及御回答候也

明治三十二年六月二十二日起草同二十四日發遣

一一五 明治三十三年六月三日 芳川通信大臣ヨリ
青木外務大臣宛

外国汽船会社繼續營業手續回答ノ件

管第七六四号

本月二十日附送第一六三号ヲ以テ外國人力新條約実施以後

追補 新條約実施準備雜件 一二五 一二六

芳川 通信大臣

外國人ガ新條約実施以後其ノ実施前ニ於テ相當ミ居候汽船会社業ヲ繼續營業セントスルニハ如何ナル手続ノ履行ヲ要スルヤ否今般在本邦米國公使ヨリ問合セ越ノ次第有之候ニ付何分ノ義至急御回示相成候様致度此段及御照会候也

明治三十二年六月二十日起草同日發遣

別録一

明治三十二年六月二十一日 山県通信管船局長照会

本日二十日付ヲ以テ貴省大臣ヨリ當省大臣宛外國人力新條約実施以後其實施以前ニ於テ相當ミ居候汽船会社業トハ從來本邦ニ於テ如何ナル營業ヲ為候義ニ有之候哉調査上差支候間其營業ノ種類等判然御回示相成候様致シ度此段及御照会候也

明治三十二年六月二十一日

通信管船局長 山県伊三郎（印）

外務省政務局長 内田 康哉殿

明治三十二年六月二十六日

通信大臣子爵 芳川顕正（印）

外務大臣子爵 青木周蔵殿

追テ日本船舶ニアラサルモノノ沿岸航海ニ關シテハ船舶法第三條ノ規定モ有之候間為念此段申添候也

別録一 九月廿三日青木外務大臣回答
借地權ニ關シ照会ノ件

一一六 明治三十三年六月三日 露國公使ヨリ
（露曆六月八日） 青木外務大臣宛

七月八日省内證議

ローベン

以書翰致啓上候陳者千八百九十五年ニ記名調印相成來月

五十七日ヨリ実施可相成露、日、新通商條約ニ拠レハ露國ノ臣民ハ日本國ニ於テ家屋、倉庫ヲ所有シ或ハ之ヲ借受ケ又ハ使用シ若クハ住居及商業ノ為メニ土地ヲ借受クルコトヲ得ル儀ニ有之候

然ルニ家屋ヲ建築シ且之ヲ所有センカ為メ他人ノ所有ニ屬スル土地ヲ使用スル権利ニ闕シ現今ノ日本法令中ニ二個ノ法律有之即チ

賃貸借ニ闕スル日本民法第六百一條ヨリ六百二十二條ニ至ル諸條地上権ニ闕スル同法第二百六十五條ヨリ第二百六十九條ニ至ル諸條

等ニシテ賃貸借ノ存続期限ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス（民法第六百四條）從テ製造所、銀行等ノ如キ重要ナル建物ノ建築ニ供スル土地ノ賃貸借ニハ適用スヘカラサルモノニ有之候

地上権ハ法文ニ拠リ契約当事者ニ於テ其契約書中ニ無期限ノ年限ヲ以テ之ヲ設定スルコトヲ得ルモノニ有之候（民法第二百六十八條）新條約ハ（日独條約附屬千八百九十六年四月四日ノ議定書ヲ除ク）大概單ニ外国人ノ土地ヲ借受クルヲ得ト云フ権利ヲ規定スルノミニシテ日本ノ法律ニ規定

御依頼旁本使ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

一千八百九十九年六月二十八日

（六月二十日訳了）

別 錄一

明治三十二年九月二十二日青木外務大臣回答

本邦駐劄

外務大臣

送第三三号

以書翰致啓上候陳者去六月八日附貴翰ヲ以テ貴國臣民ハ帝國ニ於テ地上権ヲ取得スルコトヲ得ルヤ否ヤ御照会ノ趣致敬承候今日貴國臣民ガ帝国ニ於テ帝國現行法令ニ從ヒ地上権ヲ取得セントスルニハ何等故障無之義ト存候右御回答旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

別 錄二

明治三十二年七月八日起草 省内證議

日露通商航海條約第二條第一項中「住居及商業ノ為メニ土地ヲ借受クルコトヲ得」トアルハ各締盟國ノ内國法ノ認ムル借地方法ニヨリ借地シ得ルコトノ意味ニシテ即ハチ住居及商業ノ為メノ借地方法ハ内國法ノ規定ニ一任シ如何ナル體様借地權ヲ設クベキカニ就テハ内國法ハ右條約規定ノ為

スル所ノ二個ノ土地借受方法即チ賃貸借契約又ハ地上権契約ヲ示定スルコト無之候

住居、工業、商業用ノ建物建築ノ為メ日本國ニ於テ土地ヲ借受クルノ権利ヲ外国人ニ保證スル條約ノ各條文ハ右二個ノ借受方法ニ付キ區別スル所ナキヤ否ニ付キ新聞紙上ニ於テ意見ヲ闡ハセタルコトハ閣下ニ於テモ定メテ御承知ノコトト存候

露國ノ經濟機關タル露清銀行ハ横濱ニ於テ土地ヲ借受ケ支店事務所用家屋ヲ建築センコトヲ希望致居候處本件ニ付キ横濱在留外国人等ノ間ニ疑義ヲ生シ居候折柄故在日露國臣民ハ貴我新條約ニ依リ日本民法ノ規定ニ從ヒ地上権契約モ只タ土地権利ヲ享有スルヤ否ニ付キ正当ノ見解ヲ承知致度旨該銀行ヨリ本使ニ申出候

本使ノ見ル所ニ拠レハ賃貸借契約モ地上権契約モ只タ土地借受ニ闕スル特定ノ方法ニ過キスシテ二者等シク住居、工業及商業用ノ建物建築ノ為メ日本國ニ於テ土地借受ノ権利ヲ露國臣民ニ保證スル千八百九十五年ノ露、日ノ條約第二條ノ豫見スル所ニ可有之ト存候右ハ日本帝國政府ノ解釈ニ符合スルモノナルコトハ本使ノ信シテ疑ハサル所ニ有之候得共為念右解釈ノ正当ナルヤ否ニ付キ御回報ヲ頗シ度候右

メ毫モ束縛セラルコトナシ同項但書ニ「内國臣民ト同様其ノ國法律ヲ遵守スルコトヲ要ス」トアルニテモ明カナリサレバ我内國民法ニ於テ借地上例ヘバ地上権ナルモノヲ認メザル場合ニハ露國人ハ借地契約ニヨリテ地上権者タルコト能ハザルハ内國人ト異ナルコトナシ日露條約第二條第一項中「住居及商業ノ為メニ土地ヲ借受クルコトヲ得」ノ規定ハ直ニ地上権ナルモノヲモ許与シタルモノナリトハイフベカラズ

乍併内國法ガ地上権ナルモノヲ認ムル場合ニ於テハ前記條約ノ規定ニヨリ露國人ニモ地上権ヲ許与セザルベカラズ條約ニ所謂「借受」ノ原語 louer ハ民法上賃借ノ意味ニ用キラルルトハ雖モ其ノ故ヲ以テ仮令内國法ニ地上権ナルモノヲ認ムル場合ニ於テモ賃借權以外ハ條約上露國人ニハ要求權ナシトイフハ余リ Judicial ニシテ條約ノ真意ニハ非ザルベシ條約ノ規定ニ於テハ通俗的ニ汎ク土地ヲ借受クルコトヲ得ト記載シタルモノニシテ其権利ハ必ス賃借權ニ限ル意味アリトハイヒ難シ住居及商業ノ為メニ土地ヲ借受クルハ寧ロ地上権（他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル為メ土地ヲ使用スル権利）ノ設定タル場合普通ナリト思ハル

上述ノ論旨ヲ約スレハ左ノ如シ

一 條約規定ハ直ニ地上權ナルモノヲ許与シタリトハイ

フベカラズ

二 然レトモ内國法ニ於テ地上權ナルモノヲ認ムル場合

ニ於テハ條約規定ニヨリ露国人ニモ之ヲ許与セサル

ヘカラズ

三 尤モ右ノ場合ニ於テモ條約上ハ只住居及商業ノ為ニ

スル地上權ノミ之カ許与ヲ請求シ得ルニ過キス

千八百九十六年四月四日附日獨両全權委員間往復書柬ハ條約彙纂ニ於テハ「新條約中ノ私義ニ關スル來東及往東」ナル題目ヲ附セリト雖モコレハ單ニ私義ニ關スルノミノモノトハ認メ難ク又明ニ然ル意味モ行文ニ見エス寧ロ一種ノ別約ト見ルベキモノノ如シ尤モコレヲ私義ニ過ギザルモノナリトスルモ日獨両国政府カ互ニ定メタル私義ハ只日獨間ニ私義ノ効力アルノミニシテ之カ為メ帝国政府ハ露國ニ對シテ私義上束縛セラルコトナシ

右ノ点ハ何レニセヨ前記往復書翰中ニハ「獨逸帝國臣民ハ條約第一條及同第三條ニ掲載シタル目的ヲ達セムガ為メ其ノ時々ニ行ハルル國法上ノ規定ニ從ヒ内國臣民ト均ク長期ノ借地權、地上權其ノ他土地ニ關スル物權ヲ取得スルコト

得ル以上ハ（イヒ得ベシト信ス）日露條約第十四條ノ規定ニヨリ露国人ハ前記日獨間公文ノ規定ニ均霑シ内國法力

地上權ナルモノヲ認ムル場合ニ於テハ獨逸國人カ之カ許与ヲ

ヲ條約要求シ得ルト同様露国人モ條約上之カ許与ヲ要求シ

得ヘシ而シテ此場合ニ於テハ其根拠ハ日獨間公文ニ堯シタ

ルモノナルヲ以テ帝國臣民ハ露國內國法カ地上權ナルモノヲ認ムル場合ニ於テモ條約上之カ許与ヲ請求スル權利ナシ

サレハ何レニセヨ帝国内國法カ地上權ナルモノヲ認ムル場合ニハ條約上露国人ニモ之ヲ許与セサルヘカラサルモノト

セハ寧口日露條約第二條第一項ノ解釈上内國法カ地上權ヲ認ムル場合ニハ帝國臣民ハ露國ニ於テ又露國臣民ハ帝國ニ

利益ナリ
即ハチ本件ニ關スル回答トシテハ只「帝國臣民カ貴國法令ニ從ヒ貴國ニ於テ地上權ヲ取得シ得ルト同様貴國臣民モ帝國法令ニ從ヒ帝國ニ於テ之ヲ取得シ得ル義ニ候」ト淡泊ニ答フル方可然ト存候

ヲ得」トアリテ地上權ナルモノヲ明記セリ然レトモ此規定

モ直ニ地上權ナルモノヲ獨逸國民ニ許与シタルモノニハ非

ズシテ畢竟其時ノ内國法ノ規定ニ遵依シテ土地ニ關スル人

ノ為ニ毫モ束縛セラルルコトナシサレハ我内國民法ニ於

テ地上權ナルモノヲ認メサル場合ニハ獨逸國民ハ地上權者タ

ルコト能ハザルハ内國人ト異ナルコトナシ然レトモ内國法

ガ地上權ナルモノヲ認ムル場合ニ於テハ前記規定ニヨリ独

逸國人ニモ地上權ヲ許与セサルヘカラス畢竟地上權ニ關シ

テハ前記公文ノ規定アルトモ日獨通商航海條約第三條第一

項中「住居工業及商業ノ為メニ土地ヲ借受クルコトヲ得」ノ規定以上ノ保障ヲ與フルコトハナシト信ス

然レトモ日露條約第二條第一項ニ所謂「借受」louerハ質

借ノ意味ノ字ナレハ該項ノ規定タケニテハ露國人ハ仮令我

國法カ地上權ナルモノヲ認ムル場合ニ於テモ之カ許与ヲ要

求スル條約上ノ權利ナシト假定スベシ然ルニ前ニ述ヘタル

日獨間ノ公文ニハ「獨逸國臣民ハ條約第一條及同第三條ニ

掲載シタル目的ヲ達セム為メ地上權ヲ取得スルコトヲ得」トアリテ右條約第三條ガ通商航海ニ關スル規定ナリトイヒ

一一七 明治三十一年六月三日 西郷内務大臣宛

宗教ニ關スル省令閣議案廻送ノ件

附屬書 閣議案

秘甲第二一五号ノ内

宗教ニ關スル省令発布ノ見込ヲ以テ別紙写之通閣議ニ提出致候間此段及通牒候也

明治三十二年六月二十六日

内務大臣侯爵 西郷 従道（印）

外務大臣子爵 青木 周蔵殿

附屬書

神仏道以外ノ宗教ニ關スル省令発布ノ件

從來神仏道以外ノ宗教ハ行政上宗教トシテ特ニ之ヲ取扱ハサリシト雖モ已ニ憲法ニ於テ信教ノ自由ヲ許サレ更ニ又新條約ニ依リ締盟國臣民ノ自由信仰及堂宇ノ建設儀式ノ執行ヲ許サレタル今日ニ於テ依然之ヲ放任シテ顧ミサルハ頗ル事ノ宜キヲ得タルモノニ非スト認ム蓋シ新條約実施後ハ内地ノ雜居ヲモ許サレ且ツ現今我国ニ於ケル耶蘇教徒及其布教ノ用ニ供スル堂宇モ其數亦少ナカラサルヲ以テ今ノ時ニ於テ之ヲ宗教トシテ取扱フヲ妥当トス而シテ之ヲ宗教ト

シテ取扱フトスルモ其神仏二道ニ対スル權衡等ニ至リテハ固ヨリ重大ナル問題ニ屬シ一朝ニシテ之ヲ決シ難ク即チ一般宗教ニ対スル方針制度ハ目下調査中ニ屬スルヲ以テ其結果ノ曉ニハ夫々法律案ヲ調整シ以テ閣議ヲ請フヘシト雖モ目下ノ処神仏二道以外ノ宗教ニ対シテハ別紙ノ如キ省令ヲ發布セントス從來衆議院選挙法府県制町村制於ニ於テ其法文中諸宗教師ノ文字アルニ拘ハラス神仏道以外ノ宗教宣布ニ從事スル者ヲ教師トシテ取扱ハサリン結果其適用ヲ見サリシモ此ノ如キハ法文ノ精神ニ合セサルノ觀ナキニアラサルヲ以テ新條約ノ実施ニ際シ此等ノ法律ヲ神仏道以外ノ布教者ニ対シ適用スルハ洵ニ好機ナリトス又民法ハ廣ク宗教ヲ目的トスル社團及財團及財團ヲ法人トナスコトヲ許セルヲ以テ民法ヲ施行スルニ當リ独リ神仏道以外ノ宗教ヲ目的トスル社團及財團ヲ除外シテ其適用ノ外ニ立タシムルコト能ハサルヘン故ニ單ニ選挙法府県制等ノ適用ヨリ考フルモ又ハ單ニ民法ノ施行ニ付考フルモ神仏道以外ノ宗教ヲ宗教トシテ取扱ヒ之ニ対シ相當ノ規定ヲ設クルヲ必要トス而シテ民法ヲ適用スルニ當リテハ出願者ノ呈出セル書類ニ依リテ神仏道以外ノ宗教ノ状態ハ稍々之ヲ知ルコトヲ得ヘキモ政府ニ於テモ自ラ進シテ之ヲ知ルノ方法ヲ講セサルヘカラス

ノ設備ノ取締ニ止メ無形ノ団体即チ教会宗派等ニ至テハ現行結社ニ闕スル法規ニ依ルノ外之ヲ法律制定ノ秋ニ譲ラントス元来集会結社ニ対スル制限ハ法律ヲ以テ規定スヘキ事項ニ屬シ既ニ現行集会政社法ニ於テ結社ニ対スル一般ノ規定アル上ハ宗教上ノ集会結社ニ対シ設立等ニ付キ制限ヲ加ヘ又ハ特定アル上ハ宗教上ノ集会結社ニ対シ設立等ニ付キ制限ヲ加ヘ又ハ特ニ届出ヲ徵スルカ如キ凡テ法律ノ規定ヲ待ツコトヲ要スヘシ是レ無形ノ団体ニ闕シテハ之ヲ法律制定ノ際ニ譲ラントスル所以ナリ
以上ノ理由ニ付神仏二道以外ノ宗教ニ闕シテハ現行ノ法規及行政上ノ権限ニ依リ處理スル外目下別紙案ノ如キ省令ヲ發布スルヲ必要ト認ムト雖モ事重大ニ屬スルヲ以テ特ニ閣議ヲ請フ。

年 月 日

(別 紙)

省 令 案

第一條 帝国内に於テ宗教ノ宣布ニ從事セントスル者ハ左記事項ヲ貝シ履歴書ヲ添ヘ其住所又ハ居所ヲ管轄スル地方長官へ届出ヘシ

又選挙法等ヲ適用スルニ当リテハ布教者ヲシテ自ラ自己ノ布教者タルヲ届出テシムルヲ適當トス從テ省令案第一條ノ如ク布教者ヲシテ布教ニ闕スル事項ヲ届出テシムルトキハ一ハ以テ政府ニ於テ其宗教ノ状態ヲ知ルノ方法トナリ一ハ以テ布教者ノ何人ナルヤラ知ルノ方法トナラン即チ之ニ依テ宗教一般ノ状態ト其宗教者ヲ知ルコトヲ得ハ政府カ其宗教ニ対シ取締ヲ施スニ於テモ亦便宜ナルヘシ次ニ有形ノ設備即チ宗教ノ用ニ供スル堂宇会堂説教所ノ類ニ至テハ其位置如何ニ依テ神社寺院及神仏二道ノ教会説教所等トノ関係ヲモ生スヘク又若シ将来外教ノ用ニ供スル堂宇等ニ対シ現今寺院ニ対スルカ如キ特典ヲ与フルコトモアラハ其特權ノ目的物トナルヘキモノヲ以テ正サニ今日ニ於テ其設立ニ対シ相当ノ規定ヲ設クルヲ必要トス蓋シ堂宇等有形ノ設備ハ布教ノ根本ナルヲ以テ神仏二道ニ対シテモ説教所等ノ設立ハ既ニ政府ノ許可ヲ要セシムル所ナリ從テ神仏二道以外ノ宗教ニ対シテモ之カ設立ニ付キ政府ノ許可ヲ受ケシムルハ保護上ヨリスルモ取締上ヨリスルモ当然ノ措置ナリ尙ホ此設立ノ許可ヲ與フルニ際シ別紙省令案第二條ニ掲ケタル事項ヲ具シテ願出テシムルハ必要ナル事項ナリト信ス此ノ如クニシテ別紙省令案ニ於テハ主トシテ有形

ハ管理者ヨリ管理者及担当布教者ノ履歴書ヲ所轄地方長官ニ差出スヘシ其管理者又ハ担当布教者ヲ変更増加シタル場合亦同シ

第四條 第一條各号ニ掲タル事項ヲ変更シタルトキハ宗教ノ宣布ニ從事スル者ヨリ其都度所轄地方長官へ届出ヘシ

第二條各号ニ掲タル事項ヲ変更セントスルトキハ管理者又ハ設立者ヨリ理由ヲ具シ所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但所在地ノ変更ニ係ルトキハ移転先地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

宗教ノ用ニ供スル堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ廃止又ハ移転シタルトキハ廃止又ハ移転前ノ所轄地方長官ヘ其旨ヲ届出ヘシ

第五條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テ第二條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 成立ヲ要スル理由消滅シタルトキ

二 管理者又ハ設立者ニ於テ第四條第二項ノ許可ヲ受ケスシテ第二條第一号乃至第五号ヲ掲タル事項ヲ変更シタルトキ

三 地方長官ニ於テ公益ニ害アリト認ムルトキ

第六條 神仏道ノ布教者及其寺院仏堂教会所等ノ設立移転附屬書

一一八 明治三三年六月三日 青木外務大臣宛 山県總理大臣ヨリ

清国人ノ内地難居ニ關スル件

附屬書 清国人總代陳情書

別録 上海日本人協会決議文

山県内閣總理大臣

清国人内地難居ノ件ニ關シ在横浜中華人民会館董事鮑焜、羅和声、羅廷琛、盧耀庭、及清商鄧阿滿ノ五名大隈伯爵ノ紹介ヲ以テ來省別紙陳情書差出候間右写茲ニ供高覽候也

(別紙ハ清國商人總代鮑焜ヨリ差出シタル陳情書写ナリ)
〔下ヶ札〕
「本日中是非發送ヲ要ス 六月三十日」

附屬書

陳情書

在横濱神戸長崎函館清國商人總代鮑焜等
謹テ書ヲ

大日本帝国外務大臣子爵青木周藏閣下ニ上ツル貴邦ノ吾カ支那ニ於ケル同種同洲同文ノ國ヲ以テ隣交相修シ商務相通スル茲ニ數千百年殊ニ貴邦維新ノ宏圖ハ大ニ其路ヲ開キシヨリ其等商人ノ來リテ其沢ニ浴スル者日ニ其数ヲ加ヘ商運愈々旺ニ交情益々密某等竊ニ兩國ノ為メニ幸慶セリ然ルニ

（追記）
第七條 本令ハ明治三十二年 月 日ヨリ施行ス
廢止ニ關シテハ總テ從前ノ規定ニ依ル

拝啓益々御清康奉賀候陳者宗教ニ關スル省令案閣議提出ノ件本日當省大臣ヨリ貴省大臣宛通牒及ハレ申候處右ハ取急キ候事情有之過日閣議提出ノ上法典調査會ニ於テ左記之通訂正致候趣ニ有之候間其旨御了承被成下度御報迄申述度如何ニ御座候夙々不悉

六月二十六日

小松原内務次官

高平外務次官殿

記

第四條第二項「管理者又ハ設立者ヨリ理由ヲ具シ」ノ次ニ「更ニ」ノ二字ヲ加フ

第五條削除(以下各條線上ケ)

第六(七)條本令ノ施行期日ハ「明治三十二年七月十七日」トス

ノ甚タシキヨリ必スソレシテ難キヲ知リテ退カシメ其未
タ來ラサル者ニマデ足ヲ裏ミテ前マサラシメン此ノ如クナ

ラハ両國商人愈々分離シ永久復タ合シ難キハ必然ノ勢シテ
貴邦人ノ亞洲大陸ニ於ケル商務優先權ノ遂ニ無効ニ帰スル
ハ豈疑ヲ容レンヤ故ニ貴邦人ニシテ苟モ之ヲ欲セサル以上
ハ雜居ヲ許シテ両国交際ノ緊接ヲ促ササルヘカラサルナ
リ

第二 支那人ヲ歓迎シテ其資本ヲ利用セハ貴邦工商業ノ發
達ヲ助ルコトノ大ナル事

貴邦全國ノ資本力ヲ以テ歐米人ニ比較スルトキハ毎ニ其如
カサルヲ覺フナリ而シテ我国人ノ資本ヲ有スル者固ヨリ實
ニ少シトセス唯本国商法立クス官吏ノ干渉宜ヲ失ヒ会社ノ
業動モスレハ危險ニ陥リ易キニ因リ資本アルモ之ヲ投スル
ノ地ナキヲ患ヒツアルナリ今貴邦法律嚴明ニシテ營業ニ
易シ若シ其雜居ヲ許サハ支那人ノ資本ヲ日本商界ニ投スル
者必ス多ク貴邦工商業ノ發達ヲ補フ決シテ少ナキニアラス
蓋シ支那人ノ内地ニ營業スル者ハ其株式及業務ヲ以テ貴邦
人ト之ヲ共ニセサルヲ得サルナリ遂ニ両国人ニ異邦同体ノ
観ヲナサシムルニ至ラン然ルニ之ヲ排斥セハ坐シテ好機ヲ
失ハシ

権利ヲ以テセハ是レ優等國ノ権利ヲ損スルナリト然レトモ
此言白種人ノ口ヨリ出ツレハ猶可ナリ黃種人ノ口ヨリ出ツ
ルハ不可ナルニ似タリ蓋シ我黃種人ヲ蔑視シ平等ヲ以テ相
待タサル者ハ原来コレ白種人ノ僻諭ナレトモ貴邦ト吾國ト
ハ兄弟ノ國ナリ貴邦今既ニ此侮辱ヲ免レタルカラハ正ニ宜
ク法ヲ設ケ手ヲ援キテ黃種全局ノ体面ヲ争フヘクシテ白種
人ノ言ニ從ヒテ自カラ擠排スヘカラサルヤ明ナリ古語ニ曰
ク鬼死シテ狐悲ムハ其類ヲ傷フルヲ惡ミテナリト今吾支那
人ハ黃種ノ最大部分ナリ支那ニシテ他国ト對等地位ニ立
ツヲ得サレハ即チ黃種ノ最大部分ハ他種ト對等地位ニ立ツ
テ得サルナリ仮令貴邦ハ支那ノ為メニ計ラサルモ獨リ東洋
全局ノ為メニ計ラサルカ支那自立ノ機ヲ望礙シテ貴邦ニ於
テ其レ何ノ益カアル

以上述フル所ノ理由ニ依レハ貴邦ノ吾国人ニ雜居ヲ許ササ
ルハ害アリテ利ナキコト知ルヘシ然レトモ貴邦人ノ排斥セ
サルヘカラスト述フル所モ亦理由ナキニアラス請フ今一々
列挙シテ之ヲ弁セン

其一 支那下等社會ハ無教育ノモノ多シ若シ雜居ヲ許
サハ恐クハ日本ノ風俗及衛生ニ害アラント

其二 支那人儉ヲ以テ主トナシ在留國ト同化セス唯タ

第三 支邦人ヲ排斥スルハ大國ノ度量ヲ損シ両國ノ感情ヲ
害スル者ナル事

彼支那條約タル固ヨリ最惠例ニ依ルノ明文ナシ故ニ之ヲ許
スト許サルトハ國際上ニ於テ障礙ナカルヘシ然レトモ貴邦
既ニ大開放ヲ為シテ萬里ノ欧美人ヲ歛迎シナカラ独リ同洲
同種同文ノ兄弟ニ至テ之ヲ排斥スルコト大日本國民ノ器量
ニ於テ損スル所アルニ似タリ某貴邦ノ貿易總額輸出入統計
ヲ閱スルニ支那常ニ他國ノ首ニ居ル殊ニ貴邦ノ產出物タル
支那ヲ以テ最大華主トナスノミナラス南洋及米洲各地ノ
日本品ヲ消費スル者多クハ我国人ノ之力運配ヲ為スニ由ル
ナリ且ツ貴邦歎歲ニ遇フ毎ニ我国人米ヲ運シテ之ヲ廣濟ス
ル等某等私ニ謂フ數十年來貴邦ノ商界ニ微勞ナキニシモ非
斯ト然ルニ今日一旦之ヲ排斥シテ歐人ト同科ナルヲ得サラ
シムルニ至テハ我国人ノ商業必ス一大麥動ヲ生シ其影響豈
貴邦ニ及フ無カラシヤ仮令此影響ナキモ両邦ノ感情ヲ害ス
ルコト無キヲ得ンヤ今ヤ貴邦ハ既ニ世界ノ大国トナレリ其
國民ノ襟度想フニ必ス是ノ如クナラサルヘシ

第四 支那人ヲ排斥スルハ黃種人ノ資格ヲ損シ東洋ノ危機
ヲ促スモノナル事

或人謂フ雜居ハ對等國ノ権利ナリ若シ支那人ニ与フルニ此

積儲ヲ務メテ之ヲ故国ニ持チ帰ル若シ雜居ヲ許
サハ日本ノ經濟ニ妨ケアラント

其三 支那人ハ工価低廉ナリ若シ雜居ヲ許サハ恐クハ
日本労働社會ニ妨ケアラント

貴邦人ノ此等ノ説ヲ主唱スルハ亦決シテ理由ナキニアラサ
レトモ我国人ノ此等ノ諸弊端アル者ハ大抵労働者ノミニ屬
シ苟モ營業資本アル商人ニ至リテハ大ニ之ト情況ヲ異ニセ
リ而シテ吾国人ノ貴邦ニ居留スル者ハ商人其多數ヲ占メ労
働者ハ僅ニ十分ノ一二ニ過キサルノミ故ニ此論ハ米國布哇
等ニ在リテハ或ハ適當セサルニアラサルモ貴邦ニ至リテハ
情寒大ニ異ナリテ不適當ナルヲ免レス今長崎神戸横濱三港
ニ居留スル支那人ハ皆能ク貴邦ノ法律ヲ守リ從來ノ弊風漸
ヲ逐ヒテ漸滅ニ帰セントスルコト貴邦人ノ皆知ル所ナリ若
シ吾国人ニシテ犯罪ノ所為アラハ直ニ貴邦法律ニ照シテ懲
治センノミコレ深慮スルニ足ラサルノ一ナリ

現今貴邦ニ居留スル支那人ハ必スシモ貯蓄ニノミ汲タカラ
ス他内地ニ入り漸ク貴邦ノ習慣ニ染ムノ曉ニハ繁華ノ地
豈能ク竟ニ守錢奴ニシテ已マンヤ日本ニ得タル金錢ハ日本
ニ消費シ郤テ日本ノ流通ヲ助ケンノミコレ深慮スルニ足ラ
サルノ二ナリ

貴邦労働社会ノ賃錢ニ就テ言へハ其收入額吾本国ト大差ナク決シテ米洲又ハ英屬各地ニ於ケルカ如キニアラス然ラハ支那労働者父母ノ邦ヲ去リ數千里ヲ遠シトセス貴國ニ來リテ獲タル所ノ賃錢ヲ嘗テ本国ニ在リテ得タルモノニ比較スレハ其數決シテ多キヲ加ヒサレハ豈ニ能ク陸続踵ヲ接シ來リテ貴邦ノ労働者ト競争場裏ニ雌雄ヲ決セんヤ仮令コレアリトスルモ勝ヲ制スル能ハサルコト必然ナレハ其渡来ノ少キコト知ルヘシ此レ深慮スルニ足ラサルノ三ナリ是故支那人排斥ノ論ハ決シテ事實ノ真相ヲ得タル者ニアラサルノミナラス英米異種ノ人僻論ニ陥リタルヲ免レサル者ニシテ其等決シテ敬服スルヲ得サルナリ若シソレ然ラスシテ幸ニ某等ヲシテ均シク列国ト貴邦ノ内地ニ雜居スルノ恵ニ与ラシメハ独リ某等支那人民ノ幸ノミナラス貴邦ニ在リテモ亦能ク東洋ノ商業ヲ拡充シ支那ノ資本ヲ利用シ且ツ大國ノ体面ヲ損ハス同種ノ友情交誼ヲ益々浹洽スルコトヲ得ヘシ要スルニ内地雜居ヲ支那人ニ許スハ利アリテ害ナキコト明ナリ冀クハ閣下明察垂仁ノ御处置アランコトヲ總代焜等恐懼頓首謹言

光緒二十五年五月二十二日

横濱總代 鮑 煙

外務大臣子爵 青木周蔵	殿閣下	孔 魏 蘭 廉 廷	兆 成 满 声
神戸總代 林 突	函館總代 朱 表	江 峰 崇 球	
長崎總代			

別録

明治三十二年七月十四日 上海日本人協会決議文

日本人協会ハ支那人日本内地雜居問題ニ付今七月十四日臨時總会ヲ開キ左ノ意見書ヲ當局大臣閣下ノ左右ニ奉呈スルコトヲ議決セリ是レ一ニ實施ノ目観觀歴ニ由リテ信スル所ヲ披瀝シタルモノ倘シ御参考ノ一端ニ資スルアラハ本協会ノ光榮トスル所ニ御座候敬具

明治三十二年七月十四日

上海日本人協会(印)

註 本決議文ハ七月十六日附ヲ以テ上海日本人協会
事務委員永井久一郎ヨリ青木外務大臣ニ送ラレ
タルモノナリ

支那人日本内地雜居ニ關スル意見

一、歐米各國ハ對等條約ノ結果トシテ内地雜居ノ権利ヲ得タレトモ清國力我国ニ對シテ對等ノ権利ヲ得ル能ハサル所以ノモノハ馬關條約ノ結果ナリ故ニ今日渠等ヲシテ歐米人同様ニ内地雜居ノ権利ヲ得セシムルハ條約以外ニ於テ渠等ニ施スニ特別ノ恩沢ヲ以テスルモノナリ

二、國家カ他ノ國家及國民ニ向テ條約以外ニ特別ノ恩沢ヲ与フル時ハ此レカ報酬トシテ特別ノ實利実益ヲ收メサル可カラス然ラサレハ是レ宋襄ノ仁ニ過キシシテ却テ國家ノ威信ヲ失墜スルモノナリ日本國民ハ清國ノ内地ニ居住ノ自由無キニ獨リ渠等ヲシテ我國ノ内地ニ雜居ノ自由ヲ得セシムルハ我利益保證タリシ不對等條約ヲ一麥シテ正反対ナラシムモノナリ

三、無條約國ノ人民ヲシテ内地雜居ノ自由ヲ得セシメ我司法權及ヒ行政權ニ依リテ之カ取締ヲ為シ其國民同様ノ取扱ヲナスハ文明國ノ通則ナリト雖モ其国情ノ如何ニ依リテ適用ス可キモノニシテカナダノ如キ新開國ニ

那ノ多數入込ミ來ルハカナダノ方面ヨリ之ヲ見レハ甚タ憂フ可キコトタルヤ明カナリ北米合衆國及ヒ濠洲等ニ於ケル支那移民ノ如キモ之ト同一ノ好例證ニ非スヤ

イ、低利資本ノ輸入
是レ恐クハ一ノ迷想ニ過キサル可シ何トナレハ若シ支那人ニシテ大資本家ノ來リテ我内地ニ投資スルモノアラハ必ス自ラ其資本ヲ運用シテ事業ノ衝ニ当ルモノニシテ日本人ニ放銀シ之ヲ利用セシムルカ如キハ有リ得ヘカラサル事實ナラン之ヲ聞ク今日支那ノ各港ニ於ケル英人ノ商業ハ発達セルニ似タリト雖トモ細カニ其内容ヲ伺ハ商機ノ運営、金融ノ經理ハ皆其使用者タル清人ノ手ニ在リテ英人ト雖トモ之ヲ如何トモスル能ハスト云フ深ク虞ルヘキニアラスヤ

ロ、合資事業

支那人ハ合資會社、株引會社ノ性質ヲ理解スルコト能ハス帳簿整理ノ何物タルヲ了得スルコト能ハスシテ徒

ニ猜疑心ニ富メルヲ以テ深ク其性情ヲ熟悉シテ之ニ当ルニアラサレハ容易ニ組合事業ノ成功シ難キハ上海ニ於ケル昨年ノ銀行問題及ヒ外国人ノ失敗セル從来ノ實例ニ微シテ之ヲ知ル可シ

五、清國人カ我内地ニ侵入スルニ依リテ生スヘキ弊害
第一、經濟上利益ノ侵害
イ、商工業ノ競争

今日既ニ居留地ニ於テ漸々日本人ノ利益線内ニ踏ミ込ミ「ストライキ」的競争ヲ為シツツアルハ明白ナル處事実ナリ若シ夫レ全國ヲ開放セハ苟モ遺利ノ存ス

ル尙ハ都鄙ニ論ナク侵入シ彼等ノ特有ナル「キルド」ノ組織ニ依リ日本人ト競争ヲ試ムヘキハ必然ノ勢ナリ仮令ハマツチノ如キ海產物ノ如キ綿絲ノ如キ我工場ハ次第ニ兼併セラレ我產地ハ次第ニ侵蝕セラレ其弊殆ント底止スル所ナカルヘシ

ロ、労働ノ競争

日本人ト支那人ノ耐忍力及ヒ其生活程度ヲ比較セハ固ヨリ同日ノ論ニ非ス支那二十二港中何レノ地ニカ労働ニ由リテ生活セル我邦人ノ隻影ヲ見出シ得ヘキ若シ一朝國ヲ開テ之ヲ迎ヘハ日本ノ労働者ハ遂ニ支

六、公正ナラサル政治ノ下ニ慣レタル人民ヲ秩序アル法治

支邦人ハ概シテ道徳的教養ニ乏シク公共ノ衛生風紀ニ注意ナク從テ賭博淫風ノ甚シキ紳紳ノ人ト雖トモ常行トシテ異マスサレハ内地ノ解放ハ我着実勤勉ニシテ公共心ニ富メル日本人ノ特性ヲ破壊スルニ至ルヘシ其害毒ハ喫阿片ノ習俗ト共ニ最モ恐ル可キモノナリ

口、賭博
喫阿片ノ嗜好ハ支那人上下貧富ヲ通シテ其習性トナス所ナレハ日本移住スルトモ之ヲ改メ得ヘキニ非ス若シ刑ノ適用ヲ厳ニセハ殆ント凡テノ支邦人ヲ罪人ト為サザル可カナス若シ之ヲ寛ニセハ日本ニ迄モ喫阿片ノ惡習ヲ伝播ス可シ

第二、風俗ノ廢穢
イ、阿片

人ノ如キ國民道徳ノ習養ナク不完全ナル法律ノ下ニ支配サレ居ル人民ヲシテ直ニ日本内地ニ雜居セシムルハ法律ノ上ニ於テモ將タ又社會規律ノ上ニ於テモ危險ノ虞無シト云フ可カラス

七、横濱及ヒ神戸等ニ住居セル支那人中ニハ或ハ陳情書ヲ

當路者ニ提出シ或ハ總代ヲシテ民間政治家ヲ説カシムル等頗ル内地雜居ヲ熱望セルモノノ如クナレトモ本国ニ在リテハ嘗テ一人ノ雜居問題ヲ云々セルモノナク痛痒相関セサルモノノ如シ云レハ直接ニ利害ノ關係ヲ有スル一部在留支那人ノ意見ヲ以テ直ニ支那人全体ノ輿論ヲ代表セルモノト速断スル如キコトアラハ是レ大ナル誤解ナル可シ

八、歐米各國ニ率先シテ支那ノ内地ヲ開放セシムルハ日本ノ任務ナリ而シテ支那ヲ開放スルニ先チテ先ツ支那人ノ為メニ我内地ヲ開放シテ其先例ヲ示シ一ハ世界ニ向テ支那人ノ對等視ス可キモノナルコトヲ知ラシメ一ハ世界ニ率先シテ支那内地開放ノ先駆者タル可シトノ輿論ヲ代表セルモノト速断スル如キコトアラハ是レ大ナル誤解ナル可シ

得可キモノヲ得テ然ル後ニ我ヨリ与フヘキモノヲ与フルヲ善トス何ソ自ラ進ンテ此ノ如キ無償的恩恵ヲ施スノ要アランヤ

コレ條約改正ニ伴フヘキ必然ノ結果ニシテ其成果如何ハ數年ノ経験ニ依ラサレハ之ヲ判断スルニ由ナシ文明國ノ人民ト雖トモ猶然リ況シヤ道徳ノ習養法則ノ経験ニ乏シキ支那人ニ於テハ其利害ノ關係更ニ虞ルヘキモノアルハ當然ノ理ナリ

九、日本ノ外国人ニ内地雜居ヲ許スハ今日ヲ以テ初メトス

斥セサルヲ得サルノ場合アラハ今日之ヲ許シテ得ル歎心ヨリモ他日既ニ許シテ之ヲ排斥セントスル時ノ悪感情ハ更ニ幾倍ノ不利ヲ國家ニ受クヘシ

二、故ニ少クモ歐米人カ内地雜居ノ結果如何ヲ見テ一面ニ歐米人ト支那人トノ國家民性ノ異同ヲ察ニシ略ホ研究ノ尽セルヲ待テ機宜ノ処置ヲ施スモ尚晚シトナサス今日ニ於テ突然之ヲ實施セントスルハ大早計ナ

ヲ恩トシテ感謝スルノ國民ニ非ラスサレハ先ツ渠ヨリ追補 新條約実施準備雑件 一二八

追補 新條約実施準備雑件 一二九 一三〇 一三一

三九二

三、支那人ニ日本ノ内地開放ハ以上ノ理由ニ由リ姑ク之ヲ延期シ徐々ニ講究準備ヲ為スコト

同日ヨリ税関法及税關規則等ヲ施行相成ルヘキニ付船舶出

入港手数料其他ノ手数料ハ税關規則等ニ依リ徵收スヘキ義ト存候此段及御回答候也

一一九 明治三年六月三日 青木外務大臣ヨリ

船舶出入港手数料等ニ關シ照会ノ件

大蔵大臣 外務大臣

送第九七号

日英新條約第二十條ニヨリ現行英國民貿易章程ノ義ハ該新條約実施ノ日ヨリ無効ニ帰スル次第ニ有之候ニ付テハ從來右貿易章程第六則ニヨリ英國民ヨリ徵收シタル船舶出入港手数料等ハ來ル七月十七日以後ハ現行税關規則ニヨリ徵收スル義ニ有之候哉為念御意見承知致度候間至急何分御回答有之度此段御照会候也

明治三十二年六月二十九日起草同三十日発遣

一一〇 明治三年七月三日 松方大蔵大臣ヨリ

青木外務大臣宛 船舶出入港手数料等ニ關シ回答ノ件

明治三十二年七月四日

司法大臣 清浦 奎吾(印)

三條九六五、九九 所トス
民法九六五、九九
非訟事件手続法三 外国人カ日本ノ版國外ニ於テ死亡シタ
條
非訟事件手續法一 ルトキハ前項ノ當該官庁ハ遺産ノ所在
二條
裁構一三一條 地ヲ管轄スル区裁判所トス

追テ本件ハ施行期日切迫致居候ニ付キ折返シ御回答相成候様致度此段申添候也

註 本件ニ關シテ別段異存ナキ旨青木外務大臣ヨリ

七月七日附ヲ以テ回答アリ

省令案

附屬書

司法省第

号

非訟事件手続法第二百九條ノ一二ニ依リ外国人ノ遺産ノ保存処分ニ關スル手続左ノ通相定ム

明治 年 月 日

司法大臣

外国人ノ遺産ノ保存処分ニ關スル手續

日獨一四條一號

第一條 條約ノ規定ニ依リ外国人ノ死亡

ノ通知ヲ為シ、其通知ヲ受ケ又ハ外国人

非訟事件手續法

人ノ遺産ノ保存処分ニ干与スヘキ地方

日獨一四條一號

ノ當該官厅ハ死亡地ヲ管轄スル区裁判所

日獨一四條一號 第四條 條約ノ規定ニ依リ地方ノ當該官

府カ外国人ノ遺産ノ封印又ハ其開封ニ

立会フヘキ場合ニ於テハ管轄区裁判所

ノ判事及ヒ書記之ニ立会フヘシ検事ハ

之ニ立会フコトヲ得

宣房第六六号
船舶出入港手数料等ニ關シ送第九七号ヲ以テ御照会ノ趣了
承七月十七日ヨリ條約ヲ実施セラルヘキ諸国民ニ對シテハ

同日ヨリ税關法及税關規則等ヲ施行相成ルヘキニ付船舶出

入港手数料其他ノ手数料ハ税關規則等ニ依リ徵收スヘキ義

ト存候此段及御回答候也

明治三十二年七月三日

大蔵大臣伯爵 松方 正義(印)
外務大臣子爵 青木 周蔵殿

送第九七号

日英新條約第二十條ニヨリ現行英國民貿易章程ノ義ハ該新

條約実施ノ日ヨリ無効ニ帰スル次第ニ有之候ニ付テハ從来

右貿易章程第六則ニヨリ英國民ヨリ徵收シタル船舶出入港

手数料等ハ來ル七月十七日以後ハ現行税關規則ニヨリ徵收

スル義ニ有之候哉為念御意見承知致度候間至急何分御回答

有之度此段御照会候也

秘第一〇三号

非訟事件手續法第二百九條ノ一二ニ依リ外国人ノ遺産ノ処分

ニ關スル省令案別紙ノ通取調候ニ付御意見承知致度此段及

御照会候也

附屬書 司法省令案

清浦司法大臣ヨリ

外国人ノ遺産ノ保存処分ニ關スル省令案ニ付

照会ノ件

第三條 警察官ハ外国人ノ死亡ノ事實ヲ

知リタルトキハ直ニ死亡者ノ国籍、住

所又ハ居所、氏名、年齢及ヒ死亡ノ場

所竝ニ年月日ヲ第一條第一項ノ区裁判所ニ報告スヘシ

戸籍吏ハ外国人ノ死亡ノ登記ヲ為シタ

ルトキハ直ニ其謄本ヲ前項ノ区裁判所ニ送付スヘシ

日獨一四條一号、第五條 傳約ノ規定ニ依リ地方ノ當該官
一一号

民法一〇二一條二序カ外国人ノ遺産目録ヲ調製シ領事官
項一〇二八條、ニ之ヲ送付スヘキ場合ニ於テハ管轄区

一〇四〇條、一〇

非訟事件手続法五裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ
六條

提出セシメ條約ニ定メタル他ノ書類ト
共ニ之ヲ領事官ニ送付スヘシ

日獨一四條二号 第六條 管轄区裁判所ハ外国人ノ遺産ニ
關シ非訟事件手續法第六十九條、第七
十條ノ公告又ハ民法第千五十七條ノ公
告アリタルトキハ其旨ヲ領事官ニ通知
スヘシ

第七條 本令ハ明治三十二年七月十七日
ヨリ之ヲ施行ス

参照

非訟事件手續法第二百九條ノ二

日獨領事職務條約第十四條

日白領事職務條約第十四條

日獨一三三 明治三年七月八日 青木外務大臣ヨリ

青木外務大臣宛(電報)

居留地資金引渡方ニ關スル件

本邦駐在
仏 境内(送第一九号) 公使(各通)
大 臣
國(送第二七号)
大 臣
本邦駐在
居留地資金引渡方ニ關スル件

以書翰致啓上候陳者居留地資產引渡ノ義ニ關シ今般別紙写

ノ通帝国駐在各國公使ヘ及通牒候間為御参考右申進候
大阪、神戸及横浜ニ在ル各外國人居留在ニ屬スル共有資金
若ハ財產ヲ帝國官吏ニ引渡スコトニ付閣下ノ御尽力ヨリ

貴國ニ關スル分ニ付テモ本月十七日ニ右引渡ヲ繰上げ候事
ニ相成候ハ本大臣ノ深ク感謝スル計ニ有之候尙若シ前記三
港以外ノ地ニ在ル各國人居留地ニ屬スル共有資金若ハ財產
有之候ニ於テハ三港同様本月十七日ニ之ガ引渡ヲ済マスコ
トニ於テ何等差障無之様御取計ノ程致希望候

右申進度本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具
別紙ハ各國公使ヘノ通知ノ写

一三三 明治三年七月八日 青木外務大臣ヨリ

居留地共有資金引渡方ニ關スル件

本邦駐在

英、米、伊、露、丁、独、白、

蘭、瑞、西、葡、瑞典諾威、(各通) 外務大臣

公使、臨時代理公使、總領事

又ハ外交事務臨時 代理 等

以書翰致啓上候陳者本月十七日ハ貴我新條約実施期日ニ有
之候ニ付同日ヲ以テ該條約規定ニヨリ帝國ニ在ル各外國人
居留地ニ屬スル共有資金若ハ財產ヲ帝國官吏ニ引渡スコト
ニ關シ帝國當該官吏ヨリ「(頭註)」帝國駐在貴國當該領事ヘ可及協
議候間右引渡準備方前以テ貴國當該領事ヘ「夫々」御訓

示相成候様致度為念右御依頼旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下
(貴下)ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

(頭註)瑞西ニ關シ「内ヲ改ムコト左ノ通

「貴下ヘ可及協議候間右引渡準備方前以テ可然御取

計

日

日

日

一三四 明治三年七月十三日 高平外務次官ヨリ

高平外務次官宛(電報)

居留地編入ニ關シ墺國公使ノ措置方ノ件

七月十二日發

電送二八四号

神戸メトロボールホテル

高 平 外務次官

青 木 外務大臣

居留地編入ノ件ハ他ノ各國公使ト同様ノ措置ヲ採ルベキ旨

在本邦墺國代理公使ヘ同政府ヨリ訓令シタル旨牧野公使ヨ

リ返電アリタリ

一三五 明治三年七月八日 小松原内務次官ヨリ

高平外務次官宛

墺國兩國民ノ内地旅券ニ關スル件

附屬書 内務省通牒

秘甲第一六〇号ノ内

佛蘭西國及墺地利洪牙利國ノ兩國民内地旅券ノ義ニ關シ別
紙ノ通序府県長官及憲兵司令官ヘ内牒致置候條此段及通牒
候也

明治三十二年七月八日

内務次官 小松原英太郎(印)

外務次官 高平小五郎殿

附屬書

甲第二六〇号

仏蘭西國及塊地利洪牙利國ノ両國ニ限リ本年八月三日迄ハ現行條約ヲ維持スル義ニ有之候へ共今般右両國ニ於テモ尙他各國ト同様該期限前ニ於テ外国人居留地ニ属スル公有資金及財産等ヲ異議ナク帝国政府ニ引渡スコトヲ承諾シタルニ就テハ本月十七日ヨリ八月三日迄ノ間ニ於テ右両國ノ人民若ハ臣民ニシテ或ハ内地旅券ヲ携帶セサル者アルヲ発見シタルトキト雖既ニ他各国民ニ対シテ廢止ニ帰シタル旅券方法ヲ励行スルノ必要無之ト思考候條之ヲ寛仮シ其ノ他苛察ニ涉ルノ所為ナキ様御注意相成度依命此段及内牒候也

明治三十二年七月八日

内務次官 小松原英太郎

山本海軍大臣(ヨリ)
青木外務大臣(ヨリ)一三六 明治三十三年七月八日
外國軍艦ノ寄港ニ閑スル訓令照会ノ件

一三六

一三七 明治三十三年七月二日 青木外務大臣(ヨリ)
山本海軍大臣(ヨリ)

外國軍艦ノ寄港ニ閑スル訓令照会回答ノ件

送第一七六号

改訂條約実施後ニ於テ外國軍艦ガ開港以外ノ地点ニ寄港方ノ義ニ閑シ本年八月附官房第三二六六号ヲ以テ本大臣ノ意見御承知相成度旨御照会ノ趣了承右ハ御申越ノ通ニテ別ニ異存無之候間右様御承知相成度此段及御回答候也

明治三十二年七月十一日起草同日発遣

相当ノ便且ヲ与ヘラレ度此段申達候也

明治三十二年七月十日起草同七月十一日付

一三九 明治三十三年七月二日 青木外務大臣(ヨリ)
道府県長官(ヨリ)

外國軍艦ノ特別輸出港寄港ニ閑スル件

外務大臣

静岡、三重、山口、福岡、佐賀

長崎、熊本、沖繩、島根、鳥取

京都、福井、石川、富山

各府県知事

北海道長官

送第六八二号

一三八 明治三十三年七月二日 道府県長官(ヨリ)
外務大臣
(長野、岐阜、滋賀、奈良)
各府県知事
各縣ヲ除ク

外國軍艦ノ寄港ニ閑スル件

北海道長官

送第六八三号

從來ノ開港ノ外今後開港トナル場所共凡テ開港ヘハ豫メ帝國政府ノ許可ヲ受クルニ及バズシテ外國軍艦ノ寄港スルコトヲ得セシムル見込ニ有之候間右様御了知相成寄港ノ等ハ

左記ノ通夫々訓令致度候處一應貴大臣ノ御意見承知致度此段及御照会候也

明治三十二年七月八日

海軍大臣 山本権兵衛(印)

外務大臣子爵 青木周蔵殿

(別紙)

改訂條約実施後ト雖帝国領海内ニ於ケル外國軍艦ニ對スル法律上ノ關係ハ從来ト毫モ變更スル所ナキヲ以テ開港以外ノ地点ニ寄航セントスル外國軍艦ハ從來ノ通其都度豫メ帝國政府ノ承認ヲ得ル事ヲ要スル儀ニ有之候條為心得此旨相達ス

年 月 日

海軍大臣

鎮守府司令長官 常備艦隊司令長官

台灣總督 北海道府長官

沿岸府県知事

追補 新條約実施準備雑件 一四〇 一四一 一四二

三九八

艦ニモ寄港スルコトヲ得セシムル見込ニ有之候間右様御了知相成寄港ノ節ハ相当ノ便且ヲ与ヘラレ度此段申進候也

一四〇 明治三十三年七月五日

加藤静岡県知事ヨリ
杉村外務通商局長宛

外国軍艦ノ寄港ニ関シ照会ノ件

保第一八五四号ノ一

本月十一日送第六八二号同第六八三号ヲ以テ從來ノ特別輸出入港特別輸出港其他外國貿易ノ為メ日本船舶ノ出入シタル場所及從來ノ開港ノ外今後開港トナル場所へハ豫シメ帝國政府ノ許可ヲ受クルニ及ハスシテ外國軍艦ノ寄港スルコトヲ得セシメラル御見込ニ有之旨達セラレ候處今般海軍大臣ヨリ別紙写ノ通り達セラレ擬義相生シ候ニ付至急何分ノ御回報相成度此段及御問合候也

明治三十二年七月十五日

外務省 通商局長 杉 村 潤 殿 静岡県知事 加藤平四郎(印)

(別紙写略 七月八日付海軍大臣照会参考)

司法省(民甲第一六七号)

各國通商航海條約及領事職務條約中領事官ノ最惠國待遇ニ關スル規定有之候處其解釈上疑義ヲ生シ候ニ付別紙記載ノ事項ニ對スル貴省ノ御意見致承知度此段及照会候也

明治三十二年七月二十一日

司法次官 波多野敬直(印)

外務次官 高平小五郎殿

追テ差懸リタル儀モ有之候ニ付至急御回答相成候様致度此段申添候也

(別紙)

一、日瑞修好居住通商條約第十三條第三項中「最惠國ノ領事官力執行スル一切ノ権限及職務ト同一ナル一切

ノ権限及職務ヲ執行スルコトヲ得ル趣旨ナルヤ從テ其權限及職務ノ執行ニ關シ日本ノ當該官庁ニ於テ通知ヲ得トアルハ日瑞兩國間ニ於テ領事職務條約ノ締結ナシト雖トモ瑞西領事官ハ獨、白領事官カ其國領事職務條約ノ規定ニ因リ執行スル権限及職務ト同一ナル一切

ノ権限及職務ヲ執行スルコトヲ得ル趣旨ナルヤ

為シ若クハ通知ヲ受クル等ノ手続ヲ為スコトヲ要スル

ヤ

追補 新條約実施準備雑件 一四一

三九九

一四一 明治三十三年七月六日 内田外務政務局長ヨリ

静岡県知事宛

外国軍艦寄港ニ関スル照会回答ノ件

送第六九六号

本月十五日附保第一八五四号ノ一ヲ以テ外國軍艦寄港ノ件ニ付御問合越ノ趣領承當省送第六八三号達ハ海軍省達ト同一ノ意味ニ有之又當省送第六八二号ハ新條約実施期日即チ本月十七日ヨリ關稅法施行期日即チ八月四日ニ至ル間ノコトニ關スルモノニシテ海軍省トモ打合済ノ義ニ有之候間右ヨリ指令セラレタル開港中ニ含マレ八月四日ヨリ開港トナル義ニ有之候間為念申添候也

追テ從來ノ特別輸出港其ノ他外國貿易ノ為メ日本船舶ノ出入シ得タル場所ハ凡テ本年勅令第三百四十二号ニヨリ指令セラレタル開港中ニ含マレ八月四日ヨリ開港トナル義ニ有之候間為念申添候也

明治三十二年七月十八日起草同日発遣

一四二 明治三十三年七月二十一日 波多野司法次官(印)
高平外務次官宛

領事官ノ最惠國待遇ニ關スル件

又ハ日瑞兩國間ニ於テ同一ナル領事職務條約ノ締結アリテ始メテ前項ニ掲ケタル結果ヲ生スル趣旨ナリヤ

二、日英通商航海條約第十六條第三項中(其他多數ノ通商航海條約亦同シ)「一切ノ職務ヲ執行スルコトヲ得」トアルハ本国ノ法律ニ從ヒ領事官ニ屬スル一切ノ職務ヲ執行スルコトヲ得ル趣旨ナルヤ又ハ最惠國領事官カ執行スル一切ノ職務ヲ執行スルコトヲ得ル趣旨ナリヤ

三、日英通商航海條約第十六條第三項中(其他ノ通商航海條約及日獨領事職務條約第一條第二項)「最惠國ノ領事官ニ現ニ許与シ或ハ将来許与セラルヘキ一切ノ特典、特權及免除ハ總テ之ヲ享有スヘキモノトス」トアルハ獨、白領事官カ領事職務條約ノ規定ニ因リ享有スヘキ一切ノ特典、特權及免除ハ當然之ヲ享有スル趣旨ナルヤ

又ハ同一ナル領事職務條約ノ締結アリテ始メテ同一ナル特典、特權及免除ヲ享有スル趣旨ナルヤ

四、日仏通商航海條約第十九條第一項中「相互ノ條件ヲ以テ最惠國ノ領事ニ許与シ或ハ許与セラルヘキ一切ノ特典、特權、免除及權利ヲ享有スヘシ」トアルハ相互ノ事實アルヲ以テ足ル趣旨ナルヤ又ハ領事職務條約ヲ以

追補 新條約実施準備雑件 一四三

テ相互ヲ保スルコトヲ要スル趣旨ナルヤ

五、日独領事職務條約第三條、第四條、第六條ニ規定シタル事項ハ領事官ノ特典、特權及免除ノ中ニ属スルヤ

同條約第九條、第十條、第十一條乃至第十八條ニ規定シタル事項ハ領事官カ執行スヘキ職務ニ属スルヤ又ハ

領事官カ享有スヘキ特典、特權及免除（日仏通商航海

條約、日独領事職務條約ニハ権利ナル語モ附記シアリ）ノ中ニ属スルヤ

最惠國領事官カ執行スル一切ノ職務ヲ執行スルコトヲ得ル趣旨ナリサレド日独及日白間ノ如キ領事

承知シ置クノ必要アルヲ以テ差当リソレ迄ハ別段ノ手続ヲ為スニ及バザルベシ

二、最惠國領事官カ執行スル一切ノ職務ヲ執行スルコトヲ得ル趣旨ナリサレド日独及日白間ノ如キ領事

領事官ニ許与シタル特別ノ権利並ニ職權ハ同一ノ職務條約ニヨリ相互報酬ナクシテ單ニ日英通商航海條約第十六條ニ拠リテ英國領事官ニ属スベシトハ理会セズ

三、獨逸國又ハ白耳義國領事官カ領事職務條約ニヨリ相互報酬ノ條件ヲ以テ許与セラレタル特別ノ職權等ハ同一ノ相互報酬ナクシテハ他國ノ領事官ニ於テ当然之ヲ享有スル趣旨ニ非ズ

四、相互報酬ノ條件アルヲ以テ足ル趣旨ナリ

五、前各項ニ述ヘタル所ニヨリ本項ハ自然回答ヲ要セザルベシ

第一、日瑞兩國間ニ領事職務條約ノ締結ナクトモ相互報酬ノ條件アルニ於テハ瑞西國領事官ハ獨國又ハ白

國領事官カ領事職務條約ノ規定ニ因リ執行スル權

右及回答候也

送第四二号
司 法 次 官 外 務 次 官

本月二十一日附民刑甲第一六七号ヲ以テ領事官ノ最惠國待遇

ニ関スル條約ノ規定ノ解釈ニ付御照会ノ趣領承御記載ノ各項ニ対シテハ左ノ通理会致居候

一、日瑞兩國間ニ領事職務條約ノ締結ナクトモ相互報

酬ノ條件アルニ於テハ瑞西國領事官ハ獨國又ハ白

國領事官カ領事職務條約ノ規定ニ因リ執行スル權

知致度此段及御照会候也

明治三十二年八月四日
海軍次官 斎 藤 実（印）
外務次官 高平 小五郎殿

第一、日英條約、日墺條約等ニ於テハ其第二條ニ於テ締盟國ノ一方ノ版団内ニ住居スル他ノ一方ノ臣民ハ「軍事上ノ賦斂或ハ捐資」ヲ免スルコトヲ規定シ日独條約及日仏條約ハ「軍事上ノ賦斂或ハ取立金」又ハ「一切ノ臨時取立金ヲ免ルコトヲ規定セリ此等ノ條約ハ多少用語ヲ異ニスルモ取テ我国内ニ居住スル外国人ニ對シテ我徵發令ノ通用ヲ禁スルノ主意ニアラサルヘシ即チ此等ノ用語中ニハ徵發ノ意ヲ含マスト解釈シテ差支ナキ力

第二、日墺條約第二條ニハ特ニ第二項ヲ設ケ土地及不動產ニ關スル軍事上ノ賦役及徵發ニ付テ一ノ除外例ヲ規定セリ此例外ノ規定アルカ為メニ却テ第一項中ノ「軍事上ノ賦斂或ハ捐資」ナル語ニハ徵發ヲモ否ムト解スルノ恐レナキカ又特ニ土地及不動產ニ付テノミ此例外ノ規定ヲ設ケ動產ニ対スル徵發ニ付テハ何等ノ明文ナキカ故ニ動產ニ対シテハ徵發ヲ行フヲ得スト解スルノ恐ナキ力

一四五 明治三十三年八月六日
海軍次官 実（印）
高平外務次官

第一、日英條約、日墺條約等ニ於テハ其第二條ニ於テ締盟國ノ一方ノ版団内ニ住居スル他ノ一方ノ臣民ハ「軍事上ノ賦斂或ハ捐資」ヲ免スルコトヲ規定セリ此等ノ條約ハ多少用語ヲ異ニスルモ取テ我国内ニ居住スル外国人ニ對

シテ我徵發令ノ通用ヲ禁スルノ主意ニアラサルヘシ即チ此等ノ用語中ニハ徵發ノ意ヲ含マスト解釈シテ差支ナキ力

第二、日墺其他新條約ノ第二條又ハ第一條中ノ「軍事上ノ賦斂或ハ捐資」ナル語、日独條約第二條中ノ「軍事上ノ賦斂或ハ捐資」ナル語、日独條約第三條中ノ「一切ノ臨時取立金」ナル語又ハ日仏條約第三條中ノ「一切ノ臨時取立金」ナル語ハ我徵發令ニヨル徵發ヲモ含ムモノナルヤ

否ヤ本月四日附官房第三六一二号ヲ以テ御照会ノ趣領承右
ハ徵發ヲ含マザルノ義ト理会致候間此段及御回答候也

(朱書) (徵發ヲ否ムザルノ理由ハ別紙ニ詳細記載セリ 阿部)

別録

理由

日独條約第二條ノ「軍事上ノ賦歛」及日仏條約第三條ノ
「一切ノ臨時取立金」ハ軍事上ノ徵發ヲ包含スルヤ否ヤ若
シ包含スルトセヘ現行徵發令ヲ改正スルノ必要ナキヤトノ
問題ニ對シ明治三十一年九月二十日附ヲ以テ内閣總理大臣
ヘ宛左ノ通本省ノ見解ヲ開陳セリ

日独條約第二條ノ「軍事上ノ賦歛」及日仏條約第三條
ノ「一切ノ臨時取立金」ノ中ニハ軍事上ノ徵發ヲ包含
セサルセノト存候抑モ軍事上ノ賦歛及臨時取立金ナル
語ハ何レモ無償ニテ物品若ハ金員ヲ徵收スルコトヲ指
示スルモノニ外ナラサル義ニ付徵發トハ大ニ其ノ性質
ヲ異ニスル次第ニ有之候尤モ日墺條約第二條第二項中
ニハ故ラニ徵發ヲ除外スルノ規定有之候ヘ共右ハ單ニ
後日ノ誤解ヲ避クル為メニ為念不動産ニ闕スル徵發ヲ
記載シタルニ止マリ候ニ付此ノ注意的ノ規定アル為メ

「ミリテールラステン」トハ武力ノ為ニ財產的貢献ヲ
為スヘキ法律上ノ義務ナリ

畢竟 Militärische Leistungen ナル辞ハ無償ノ強制徵收ヲ
意味セシガ為メ用キタル辞ナルベシト信ゼラル

又日仏條約第三條ノ「一切ノ臨時取立金」ノ所謂「取立金」
ナル原語ハ Contribution ナリ此辞ハ日英外十一條約中ニ
所謂「捐資」ナル辞ノ原語ニシテ字義既ニ無償ノ強制徵收
ヲ意味スルガ如シ然ルニ日仏條約ノ該措辞ノミリ付キ當時
問題ヲ惹起シタル所以ハ思フニ日仏條約ハ toute autre
Contribution extraordinaire ノ次ニ「de quelquenature
que ce soit」(性質ノ如何ヲ論セス)ノ文句アルニヨルナル
くシヤリナガラコノヨリ Contribution ナラバ性質ノ如何ヲ
論セストイケ迄ニテ Contribution 中ソレ以外ノモノヲ
包含セシムルモノニ非ズ

「軍事上ノ賦歛」又ハ「一切臨時ノ取立金」ナル辞ノ中ニ
ハ軍事上ノ徵發ヲ包含セサルモノト解スルニ当リ當時本省
ノ開陳シタル理由ハ賦歛又ハ取立金ナル辞ハ何レモ無償徵
收ノ意味ナルガ故ニ徵發ハ此中ニ含マレストノコトナルガ
此理由タルヤ頗ル有力ナル理由タルニ相違ナシト雖モ其根
拠ニ些カ弱点ヲ包蔵スルガ如シ何トナレバ徵發ハ必ズシモ

軍事上ノ賦歛等ノ語中ハ徵發ヲ包含スルモノナリト解
スルヲ得サルハ勿論ノ義ニ有之候右ノ次第ニ付現行徵

發令ヘ別ニ之ニ対シ改正ヲ加フルノ必要無^ト存候

「軍事上ノ賦歛」ナル辞ハ十五新條約中日瑞諸間及日仏間
ノ二新條約ヲ除クノ外何レノ條約中ニモ之ヲ見ルナリ然ル

ニ特ニ日独條約中ノ「軍事上ノ賦歛」ナル辞ニ闕シテノミ
ニ時間題ヲ惹起シタルハ何ゾヤ

思フニ日英外十一條約中ノ「軍事上ノ賦歛」ナル辞ノ原語
く Military exactions, Exactions Militaires ナアリテ字義
既ニ無償ノ強制徵收ヲ意味スルガ如キニ獨リ日独條約ニ於
テハ原語 Militärische Leistungen トアリテ其字義無償ノ
強制徵收 トナスニ聊カ躊躇セラルルニヨリタルベシ乍去
Militärische Leistungen Military exactions ハ翻訳シタ
ルモノニ過ギザルベシ徵發ニ當ルベキ原語ハ英仏共ニ
Requisition ナリ Requisition ハニヤ広キ辞ニハ独逸ニ於
テハ Militärlasten ナル辞アリステンゲル氏独逸行政法字
典ニ之ヲ定義シテ左ノ如シ

Militärlasten sind gesetzliche Verpflichtungen zu Ver-
mögens leistungen für die bewaffnete Macht

有償ニ限ラザレバナリ徵發ニ対シテハ賠償ヲ与フルヲ原則
トシ我徵發令モ亦之ヲ認ムト雖モ其第四十六條ニ於テハ一
ツノ例外ヲ認メタリ即チ演習ニ要スル地所ヲ徵發シタル場
合ニハ其ノ植物ニ損害ヲ加ヘ又ハ地形ヲ変更シタルトキノ
外ハ賠償スルコトナシ故ニ本官ハ賦歛又ハ取立金ナル辞ノ
中ニ徵發ヲ含マザルコトニ闕シ更ニ一ノ理由ヲ追加セント
欲ス即チ條約ニ所謂賦歛又ハ取立金ナル辞ハ其精神タルヤ
豫メ法ノ認メザル非常臨機ノ公課ヲ指シタルモノニシテ徵
發ノ如キ一定ノ要件備リタル場合ニ於テ法ノ豫期スル所ノ
处分トハ全ク其性質ヲ異ニスルコト之ナリ日仏條約ニ ex-
traordinaire ノ辞アルハ以テ参考ニ資スルニ足ル抑モ國家
ハ其治下ニアルモノニ対シテハ如何ナルコトニテモ之ヲ任
命スルコトヲ得故ニ必要已ムヲ得ザル場合ニ於テハ非常臨
機ノ行動ヲ為シ公債ヲ強募シ財產労力ヲ無償強取スルコト
アルベシ然レトモ忠誠ノ本拠ヲ外国ニ有スルモノニ対シ軍
事ノ為メ此ノ如キ臨時非常ノ義務ヲ負担セシムルコトナカ
ラシメンカ為メ條約ニ於テ其免除ヲ担保シタルナリ徵發ノ
如キ一定ノ要件備リタル場合ニ於テ法ノ豫期スル所ノ处分
ニ闕シテモ外国人ヲ免除セントノ趣旨ニハ非サルナリ

一四六 明治三十三年九月三日 倉富司法民刑局長ヨリ
内田外務政務局長宛 改正條約実施後ノ領事裁判執行ニ關シ照会ノ件

司法省民刑第一六五九号

民事事件ニ付言渡シタル領事判決ノ執行ハ改正條約実施後ト雖トモ領事ニ於テ取扱不苦旨貴省大臣ト独逸公使トノ間ニ協議済ノ上本年七月二十六日同公使ヨリ在神戸独逸領事ヘ通達アリタル趣ヲ以テ神戸地方裁判所長ヨリ照会ノ次第モ有之候処右ハ果シテ事實ニ候哉又右執行ノコトニ付独逸ノ外締盟各國公使トノ間ニモ御協議済相成居候哉若シ御協議済相成居候ハハ其國名承知致度且御協議未濟ノ國ニ付テモ其國領事判決ノ執行ハ領事ニ於テ取扱ヒ苦シカラサル貴省ノ御意見ニ候哉御取調至急何分ノ御回報相煩度此段及照会候也

明治三十二年九月十二日

司法省民刑局長 倉富勇三郎(印)

外務省政務局長 内田康哉殿

送第五八号

司法省民刑局事 倉富勇三郎殿

外務省政務局長 内田康哉

民事事件ニ付言渡シタル領事裁判執行ノ件ニ關シ九月十二日付貴民第一六五九号ヲ以テ御照会相成候趣敬承致シ候右ハ日獨條約附屬議定書中領事裁判権継続ニ關スル條項中ニ「判決」トアル文意ヲ広義ニ取リテ裁判ノ執行ヲモ包含スルコトニ解釈シ領事裁判ノ執行ハ改正條約実施後ト雖モ依然領事ニ於テ取扱苦シカラサル旨本省大臣ト独逸公使トノ間ニ協議相済シ候次第ニテ領事裁判継続ニ關シ獨國同様ノ取極アル其他ノ國ニ付テモ同様ノ解釈ヲ適用シ得可キ義ト存候右御回答得貴意候敬具

明治三十二年九月十四日越草同十六日発遣

一四八 明治三十三年十月三日 波多野司法次官(ヨリ)
高平外務次官宛
司法省民刑第二五二号
外國船舶不開港寄港ニ關スル件

明治三十二年十月三十日 司法次官 波多野敬直(印)

外務次官 高平小五郎殿

一四九 明治三十三年十一月三日 波多野司法次官(ヨリ)
高平外務次官宛
外國船ノ不開港寄港ニ關スル照会回答ノ件
送第七三号

司法次官

外務次官

日英通商航海條約第三條第二項前段ニ兩締盟國ノ臣民ハ他ノ一方ノ版図内ノ外國通商ノ為メ開カレ又ハ開カルヘキ場所へ船舶及貨物ヲ以テ自由ニ到ルコトヲ得ル旨ヲ規定シ其他各國トノ通商航海條約ニモ同様ノ條文アリ右規定ノ裏面ヨリ観レハ開港場以外ニハ船舶及貨物ヲ以テ往来スルノ自由存セサルコト明了ナリ然レトモ是特ニ通商貿易ノミニ開シテ定メタルモノニシテ其以外ノ目的ヲ以テ例ヘバ遊覽ノ為メ布教ノ為メ又ハ罹災者救恤等ノ為メニ使用スル船舶ハ貨物ヲ積載シタルト否トヲ問ハス不開港場ニ到ルコトヲ得ルモノト解釈シ得サルニ非ス若シ否ラストセハ日英通商航海條約第一條第一項ノ規定ニ抵牾スル所ナキカ右規定ハ單ニ陸上ニ於テ人ノ旅行等ニ關スル自由ヲ定ムルモノトノミ解スルハ穩當ニ非ス海路ニ由ル旅行モ亦自由ナルヘシ唯通商貿易ノ為ニ往來スルニ就テハ同條約第三條第二項ノ裏面的解釈ヨリ生スル制限及同條約第十一條ノ規定アルモノト思考候ヘトモ一應貴省ノ御意見致承知度此段及御照会候也

追補 新條約実施準備雑件 一四八 一四九

一四七 明治三十三年九月十六日 倉富外務政務局長ヨリ
倉富司法民刑局長宛 領事裁判執行ニ關スル照会回答ノ件

内田外務政務局長ヨリ
倉富司法民刑局長宛

明治三十二年十一月一日起草同二日発遣

一五〇 明治三十三年三月一日 北海道長官ヨリ 内務大臣宛

外国人墓地処分ニ関シ稟請ノ件

附屬書一 北海道長官代理宛露国領事代理書翰

二 露国領事宛北海道長官代理書翰

三 北海道長官代理宛露国領事代理書翰

号外

客年七月改正條約実施ニ際シ函館港外国人墓地ノ内明治三年閏十月付證書ヲ以テ各国領事ニ貸渡シタル分ハ特定ノ私人文又ハ社団法人等ノ名義ヲ以テ借受ノ事ヲ望マサル義ニ候ハハ該墓地ハ函館区ニ於テ引渡ヲ受ケ管理スヘキ筋ニ付其趣旨ニ依リ更ニ借受人ヲ定メ候様各國領事ト協議可致旨御

訓示有之則チ其旨ニ依リ各國領事ニ談判シタルニ過半ハ之ニ応シ墓地存続借用願書ヲ提出シタルニ拘ハラズ独リ露国領事ハ再三談判ヲ重タルモ之ニ応セス該國公使ニ經伺ノ上ニアラサレハ出願スルト否トハ確答シ難キ旨ヲ以テ其儘遷延シ結局客年十一月十五日付及本年一月十七日付ニテ(一)書類丙号戊号明治三年閏十月付證書ニ依ル地所ハ露国正教会ノ墓地トシテ今後トモ繼續使用スヘキコトハ希望スル所ナルモ西歷千八百九十五年ノ日露條約第十七條ニ依リ既ニ彼ニ

明治三十三年二月一日

北海道府長官男爵 國田安賢

内務大臣侯爵 西郷従道殿

附屬書一

丙号訳文

第百式拾号

千八百九十九年十一月十五日 露曆十一月三日

在函館
北海道府長官代理
龍岡信熊 貴下

候敬具

明治三十二年十二月二十八日

長官代理

函館支庁長

名

露国領事 名 宛

丁号添付書式

外国人墓地存続借用願

一墓地反別四百九十坪毫分五厘
但グリーキヨル千宗墓地

右ハ明治三庚午年閏十月十三日(西暦千八百七十年十二月

五日)付證拠書ニ依リ外国人墓地ニ御決定相成居候處今般日露改正條約実施相成候ニ付テハ将来ニ於テモグリーキチヨル千宗墓地ニ供スルノ必要有之候ニ付自今右墓地無租料ニテ借用ノ義御許可相成度此段相願候也

但本文出願御許可ノ上ハ将来墓地管理保存ニ關スル一切ノ費用ハ無相違私ニ於テ支弁可致候

明治三十二年 月 日

何某

希望ノ通り速ニ許可相成候事ト確信致候右御回答旁得貴意

追補 新條約実施準備雑件 一五〇

長官宛

附屬書三

戊号

千九百年一月十七日(露曆五日)

北海道府長官代理

龍岡信熊

貴下

拝啓陳ハ千八百九十九年十二月廿八日付貴翰ニ對シ御回答
トシテ左ニ申進候

在東京露西亞帝国公使館ノ訓令ニ基キ露國ニコライ主教ハ
在函館露國正教会ノ墓地ヲ從前ノ如ク處理シ且同氏ハ該墓
地管理人トシテ既ニ適當ノ者ヲ撰定セリ此管理人撰定ノコ

トハ公然昨年九月貴官ニ御報道致置候旨ニコライ主教ヨリ

本官ニ申立有之候サレバ貴簡ニ添ヘテ御差越ノ書式ニ依リ

主教ニコライ或ハ其他ノ者ヲシテ北海道府長官園田男爵ニ

宛テ願書ヲ提出セシムル様トノ御希望ニ對シテハ遺憾ナガ

ラ御來示ニ応シ難ク候コハ滯函中貴官ニ陳述セシ如ク該願

書ノ書式ハ本官意見ヲ以テスレバ法理上不完全ノモノト云

ハザルヲ得ズ候

千八百九十五年ノ日露條約中第十七條ハ諸税ノ賦課ヲ免ゼ

ラレ而シテ在函館露國正教会ヲシテ該墓地ヲ使用スルコト

ノ権利ヲ我等ニ保證セラレ候又千八百七十年十二月五日ノ
證拠書ハ前記墓地ノ維持費等ニ付テハ更ニ關係ナシトノ特
權ヲ日本政府ニ保證セラレ居候
前陳ノ次第ニテ此場所ノ契約ハ既ニ數年前成立シ函館ニ於
ケル日露政府ノ代表者ニ於テ署名セラレ居ルモノニ候得ハ
更ニ願書ヲ以テ北海道府長官ニ提出セシムル様主教ニコラ
イ或ハ其他ノ者ニ御來示ノ件伝達難相成候敬具

在函館

副領事代

ゼット、ボリアノウスキー

一五一 明治三十三年三月八日 内務省回議

大臣 次官 小松原

警保局長 安東

庶務課長 大谷

衛生局長

北海道課長 白仁

條約実施委員 一木

地方局長 柴田

候ニ付此際一應彼ノ意向ヲ確カメ何分ノ措置可相成ト云フ
ニ有之候條右趣旨ニ依リ更ニ露國領事ト協議相成可然本件
ニ闕シテハ別ニ指令不相成候間命ニ依テ此段及通牒候也

年 月 日

庶務課長 北海道課長 地方局長

北海道府長官 宛

案

(別紙 外務省附箋)

本年二月一日号外ヲ以テ外国人墓地処分方ニ閲シ稟請相成
候処客年七月十五日房庶甲第二〇〇号当省次官通牒本文ノ
趣旨ハ函館港外国人墓地ノ内各國領事ニ貸与シタル分ハ改
正條約實施後ト雖モ依然繼續貸与スヘキハ勿論ニ有之候得
共只其借主タル從前各國領事ノ名義ニ有之候處右ハ果シテ
領事ノ職務トシテ之ヲ借受タルモノナルヤ或ハ元來私設ノ
モノナルモ便宜上領事ノ名ヲ以テシタルモノナルヤ其辺判
明不致而シテ若シ果シテ領事ノ職務トシテ借受ケタルモノ
トセハ其事項ハ函館区ニ於テ引渡ヲ受ケ管理スヘキ筋ニ有
之若シ又私設ノモノニ過キストスレハ改正條約施行後依然

領事ノ名義ヲ用ユルハ穩當ニ無之ニ付特定ノ私人又ハ社團
法人ノ名義ヲ以テ更ニ借受人ヲ定メシムヘキ筋合ニ相當リ

候処客年七月十五日房庶甲第二〇〇号当省次官通牒本文ノ
通改案訓示ヲ望ム

案

本年二月一日号外ヲ以テ外国人墓地処分方ニ閲シ稟請相成
候処客年七月十五日房庶甲第二〇〇号当省次官通牒本文ノ

趣旨ハ函館港外国人墓地ノ内各領事ニ貸渡シタル分ハ改

正條約実施後ト雖モ依然当初貸与ノ目的ニ供用保存スヘ

キハ勿論ニ有之候得共右墓地ノ管理ハ帝国政府監督取締ノ

下ニ行ハルベキ義ニ有之候間特定ノ私人ヲ以テ管理人ト定

メ届出ツベキ様照会シ若シ之ヲ希望セサレハ函館市ヲシテ

管理方法ヲ定メシムベシトノ趣意ニ有之候條右趣旨ニ依リ

更ニ露國領事ト協議相成可然候間命ニ依リ此段及通牒候

也

年 月 日

北海道府長官殿

(別紙 内務省附箋)

明治三十三年二月二十八日 内務省高裁案

大臣

次官 小松原

警保局長 安東

庶務課長 大谷

衛生局長

北海道課長 白仁

條約実施委員 一木

地方局長 柴田

外国人墓地処分ニ關シ稟請

北海道府

右ニ付別案ノ通相伺決判相成候外務省ニテ意見有之附箋
セラレ候ニ付猶再按スルニ強テ前議ヲ主張スルノ必要無之
ト存候間同省立案ノ如ク通牒致候事ニ改メ可然哉仰高裁

第六節 操觚論說集

一小野梓
二島田三郎
三原敬
四原敬
五原敬

條約改正論
條約改正論
現行條約論
新條約實施論
新條約實施論補遺

第一章 現行條約ノ性質ヲ論ズ

仰デ天理ニ訴フルニ慷慨已ム能ハザルモノアリ俯シテ人情ニ質スニ悲憤耐ヘザルモノアリ、之ヲ條約改正未正ノ事トス。按ズルニ條約改正ノ期ハ實ニ明治五年ノ時ニ在リテ今ヲ距ル十有余年其間甚ダ短ナリト謂フベカラズ。然ルニ條約ノ改正未ダ成ラズ猶ホ其旧約ヲ存行シテ之ヲ改正スルヲ得ザルモノハ抑モ是レ何ノ故ナル乎。日本帝国ノ人民タルモノ誰レカ之ヲ慷慨シテ之ヲ悲憤セザルモノアラン哉。

然レドモ我日本国民ノ熟意シテ其條約ヲ改正セント欲スルモノハ唯ダ其期日ノ経過セシガ為メノミニ非ラズ、其性質天理ニ背キ人情ニ反シ勢ヒ之ヲ改正セザルヲ得ザレバナ

一五二 明治七年六月三日 小野梓論文

條約改正論

註 本論ノ脱稿ハ明治十七年五月尽日トアリ、當時出版許可ナク明治二十年五月東洋遺稿トシテ高田早苗ニヨリ出版サル、東洋ハ小野梓ノ号ナリ

目次

第一章 現行條約ノ性質ヲ論ズ
第二章 改正ノ六大事目ヲ論ズ
第三章 改正商議ノ歴史ヲ叙述ス
第四章 評論 其一
第五章 評論 其二
第六章 條約改正ノ方策ヲ叙述ス